

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
								5102	5102680										
z0900010	化審法における届出および審査過程の一本化	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第三条 次に掲げる化学物質以外の化学物質(以下「新規化学物質」という。)を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める事項を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならぬ。(略)	化審法における新規化学物質の届出については、平成15年4月の届出より、3省の審議会の合同開催をはじめ審査の一本化を実施したところである。また、平成15年7月に「化審法に基づく新規化学物質の届出に係る資料等の作成・提出について」を定め、10月以降の届出については経済産業省を届出窓口にするともに、提出資料の内容の統一も図ったところである。	d	-	対応済み		5102	5102680	(社)日本経済団体連合会	68	化審法における届出および審査過程の一本化(1)		化審法における届出先について、共管3省共通の窓口を設けて、当該窓口届け出ればよいこととすべきである。その際、提出書類の内容、部数等を統一してもらいたい。 「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、「化審法における届出窓口の一元化、手続の統一化を行なう」(平成15年度措置)とあり、その方向で早期実現されることを期待する。		一の新規化学物質につき、共管3省それぞれに対する届出が義務付けられていること、また、3審議会においてばらばらに審査が行なわれていることは、事業者にとって大きな負担である。3省においても、届出および審査過程の一本化により人的資源・物的資源の有効活用を図ることができ、効率的な化学物質安全管理体制の実現に資する。	化審法第3条	厚生労働省 経済産業省 環境省	
								5102	5102690	(社)日本経済団体連合会	69	化審法における届出および審査過程の一本化(2)		共管3省の審議会を合同で行なう等により、届出に係る新規化学物質に係る審査過程を簡素で公正・透明なものとするべきである。 「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、「新規化学物質に関する審査過程を簡素でより公正・透明なものとするべく、共管3省の審議会の合同開催等を行なう(平成15年度措置)」とあり、早期実現を期待する。		一の新規化学物質につき、共管3省それぞれに対する届出が義務付けられていること、また、3審議会においてばらばらに審査が行なわれていることは、事業者にとって大きな負担である。3省においても、届出および審査過程の一本化により人的資源・物的資源の有効活用を図ることができ、効率的な化学物質安全管理体制の実現に資する。	化審法第3条	厚生労働省 経済産業省 環境省	
z0900020	企画業務型裁量労働制の対象業務範囲の拡大	労働基準法第38条の4第1項第1号、平成14年12月27日付け労働省告示第149号第3・1、平成12年1月1日付け基発第1号3	企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要である。 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査、及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること	C	-	企画業務型裁量労働制は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」であるならば、みなし労働時間を認めても労働者保護に欠けることはないことから設けているものであり、御要望の「金融サービス業に従事するホワイトカラー」における一部の労働者については、現行制度においても企画業務型裁量労働制の対象となりうると思われる。一方、現行制度の対象とならない「金融サービス業に従事するホワイトカラー」や「営業職」は、「事業の運営」に関する業務を行うものではなく、また、業務遂行や時間管理が実質的に労働者にゆだねられていないとはいえないものである。業務遂行や時間管理が実質的に労働者にゆだねられていないにもかかわらず、これらの業務を裁量労働制の対象とし、使用者が時間管理義務や割増賃金支払義務のみを逃れようとすることは、労働者保護を目的とする労働基準法の精神に反し許されないものである。 こうしたことから、御要望に沿うことは困難である。 なお、平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」に対しては、その国会審議過程において、裁量労働制の対象事業場の拡大に対しては強い懸念が示されるとともに、衆議院及び参議院の附帯決議において「対象業務については当該事業場全体の運営に影響を及ぼすものとする」とされているところである。		5027	5027011	東京海上火災保険株式会社	1.1	企画業務型裁量労働制の対象業務範囲の拡大		「対象業務(「企画・立案・調査・分析」業務)に関する更なる緩和(「創造的かつ裁量的な」業務にまで緩和する)」対象業務の要件を緩和し、金融サービス業に従事するホワイトカラーが全て対象となるようにして欲しい。	金融サービス従事者の勤務体系の自由度が高まり、効率化に繋がる。	金融サービス業に従事するホワイトカラーは、多かれ少なかれ個人に裁量が付与されている。	労働基準法第38条の4第1項第1号および同条第41条	厚生労働省	
								5029	5029241	(社)日本損害保険協会	24.1	企画業務型裁量労働制の対象業務範囲の拡大		「対象業務(「企画・立案・調査・分析」業務)に関する更なる緩和(「創造的かつ裁量的な」業務にまで緩和する)」対象業務の要件を緩和し、金融サービス業に従事するホワイトカラーが全て対象となるようにして欲しい。	金融サービス従事者の勤務体系の自由度が高まり、効率化に繋がる。	金融サービス業に従事するホワイトカラーは、多かれ少なかれ個人に裁量が付与されている。	労働基準法第38条の4第1項第1号および同条第41条	厚生労働省	
								5102	5102030	(社)日本経済団体連合会	3	企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大		企画業務型裁量労働制の対象業務を拡大すべきである。例えば、現在認められていない「営業職等」の業務についても、「企画、立案、調査及び分析」に加え、対象業務として取り扱うべきである。		自立的で自由度の高い柔軟な働き方を求める労働者の能力や意欲をより有効に発揮させ、生産性と成果を向上させるために企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大が必要である。	労働基準法第38条の4	厚生労働省	今国会で成立した労働基準法の一部を改正する法律案により、企画業務型裁量労働制を導入する際の手続きの簡素化(労使委員会における全員合意要件を五分の四以上の多数に簡素化)や適用対象事業場の拡大(事業運営上の重要な決定が行われる事業場の要件を廃止)が実施されることとなった。しかしながら、企画業務型裁量労働制の対象に係る規定は「企画、立案、調査及び分析の業務」に限定されたままである。

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
z0900030	時間外労働の上限規制の緩和	労働基準法第36条、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間延長の限度等に関する基準	時間外労働については、労使協定の締結を要件に認められているが、その協定において延長することができる時間の限度については、時間外労働の適正化を図るため、平成10年の労働基準法改正により厚生労働大臣が同法に基づき時間外労働の限度基準を定めることができることとしてあり、関係労使はこれを遵守する責務がある。 また、季節的要因等により事業活動・業務量の変動が著しい事業・業務等については、1年間についての限度時間を除き、同基準は適用しないものとされている。 なお、臨時的に限度時間を超過して時間外労働を行わざるを得ない特別の事情が予想される場合に、一定の要件を満たす特別条項付き協定を締結することによって、限度時間を超過する時間を一定期間についての延長時間とすることができる。	C	時間外労働の限度基準は、時間外労働は本来臨時的なものとして必要最小限にとどめられるべきものであるとの考えの下、長時間にわたる労働の実効ある抑制を図るという趣旨で設定されている。過重労働による健康障害防止の観点からも時間外労働の削減は重要であり、限度基準を緩和することは困難である。 なお、平成14年12月に労働政策審議会において、「労使協定の定めるところにより、限度時間を超過して労働時間を延長しなければならない特別の事情が生じたときに限り、限度時間を超過する一定の時間まで労働時間を延長することができることとされているが、働き過ぎの防止の観点から、この「特別の事情」とは臨時的なものに限ることを明確にすることが必要である。」旨の答申がとりまとめられたところである。 また、「季節的要因等により事業活動・業務量の変動が著しい事業・業務等」については、事業又は業務の特性と不可分な季節的要因等により事業活動又は業務量に著しい変動があり、かつ、その結果3か月以内の期間における時間外労働が限度時間の範囲に収まらない場合が多い事業又は業務等についても拡大して適用すること、時間外労働の限度基準の趣旨に反するため困難である。		5008	5008260	オリックス株	26.1	時間外労働の上限規制の緩和		3.6協定による労働時間について、一年において延長することができる限度時間が360時間とされているが、この時間について社会の実態に合った弾力的な基準に変更すべきである。また、適用除外として定める「季節的要因等により事業活動・業務量の変動が著しい事業・業務等」の適用範囲を一般業務にも拡大すべきである。		本事項は昨年、2年前、3年前にも同様の趣旨で要望を提出している。要望理由はこれまでどおり以下のとおり。 時間外労働の上限規制は、実態を無視したひどい規制であり、この制度によって残業が抑制され、サービス残業が起ころないというのは、世間離れした空論である。	労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準	厚生労働省		(「要望理由」欄より続く) こうした残業とその賃金の支払の正当性の証明として労務者の意思確認書を提出することとしてみよう。(この方法は、使用者側が意思確認書の提出を強要することによって、この規制が潜脱されることになり、仮に強要されれば監督官に申出すればよいし、それによってすぐにその事実が明らかになるので、使用者は不当労働行為としての制裁を受けるので、制度として十分エンフォースメントがあると考えられる。)
							5008	5008260	オリックス株	26.2			本事項については、平成14年6月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において厚生労働省は「働き過ぎ防止の観点からの対応も求められているところであるが、労働条件に係る制度の在り方については、労働政策審議会労働条件分科会において、検討を開始したところである。」としている。時間外労働の上限規制の緩和措置が早急に図られることを再々度要望する。		むしろ、企業と労働者の雇用契約という観点から問題を整理すれば、以下のように考えられるのではないかと、問題は、使用者側の業務命令権の制限の問題であって、賃金の問題とは切り離すべきである。つまり、使用者は労務者に対して360時間以上の労働を業務命令することはできない。労務者はこれを超過して命令されても拒絶することができ、この拒絶をもって不当な取扱いをすれば不当労働行為となる。労務者が自ら望んで業務処理するために残業をしたものならば、残業をした以上正当な賃金が支払われるべきである。(以下「その他」欄に続く)				(「要望理由」欄より続く) この方法は、使用者側が意思確認書の提出を強要することによって、この規制が潜脱されるという懸念は不要と思われる。なぜなら、仮に強要されれば監督官に申出すればよいし、それによってすぐにその事実が明らかになるので、使用者は不当労働行為としての制裁を受けるので、制度として十分エンフォースメントがあると考えられる。)
							5034	5034470	(社)リース事業協会	47	時間外労働の上限規制の緩和		・3.6協定による労働時間について、一年において延長することができる限度時間が360時間とされているが、この時間について社会の実態に合った弾力的な基準に変更すべきである。また、適用除外として定める「季節的要因等により事業活動・業務量の変動が著しい事業・業務等」の適用範囲を一般業務にも拡大すべきである。 本事項については、平成14年6月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において厚生労働省は「働き過ぎ防止の観点からの対応も求められているところであるが、労働条件に係る制度の在り方については、労働政策審議会労働条件分科会において、検討を開始したところである。」としている。 ・時間外労働の上限規制は実態を無視したひどい規制であり、この制度によって残業が抑制されサービス残業が起ころないというのは世間離れした空論である。 ・企業と労働者の雇用契約という観点から問題を整理すれば以下のように考えられる。 ・問題は使用者側の業務命令権の制限の問題であって、賃金の問題とは切り離すべきである。つまり、使用者は労務者に対して360時間以上の労働を業務命令することはできない。労務者はこれを超過して命令されても拒絶することができ、この拒絶をもって不当な取扱いをすれば不当労働行為となる。労務者が自ら望んで業務処理するために残業をしたものならば、残業をした以上正当な賃金が支払われるべきである。こうした残業とその賃金の支払の正当性の証明として労務者の意思確認書を提出することとしてみよう。(以下「その他」欄に続く)	労働基準法第36条、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準	厚生労働省				
z0900040	ホワイトカラーエグゼンション制度の導入	労働基準法第41条	監督・管理の地位にある者等、最も裁量があると考えられる者については、労働基準法第41条第2号により、労働時間規制は適用除外となっている。	b	労働時間規制の適用除外を認めることについては、平成14年12月12日付け総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」において「中長期的には、米国のホワイトカラーエグゼンションの制度を参考にしつつ、裁量性の高い業務については適用除外方式を採用することを検討すべきである。」との指摘を受け、また、平成14年12月26日付け労働政策審議会「今後の労働条件に係る制度の在り方について(建議)」においても、「労働基準法第41条の適用除外の対象範囲については、今回の労働基準法における裁量労働制の改正を行った場合の施行状況を把握するとともに、アメリカのホワイトカラー・エグゼンション等についてさらに実態を調査した上で、今後検討することが適当である。」との指摘を受けているところである。労働時間規制の適用除外の在り方については、上記を踏まえ、今回の労働基準法の改正の施行状況を十分に把握した上で検討することとしている。		5027	5027012	東京海上火災保険株	1.2	企画業務型裁量労働制の対象業務範囲の拡大		「ホワイトカラーエグゼンション制度の導入検討」金融サービス業に従事するホワイトカラーについて、「みなし労働時間」制度ではなく、労基法41条に定める「管理監督者」のように適用除外とする制度としてほしい。	金融サービス従事者の勤務体系の自由度が高まり、効率化に繋がる。	金融サービス業に従事するホワイトカラーは、多かれ少なかれ個人に裁量が付与されている。	労働基準法第38条の4第1項第1号および同条第41条	厚生労働省		
							5029	5029242	(社)日本損害保険協会	24.2	企画業務型裁量労働制の対象業務範囲の拡大		「ホワイトカラーエグゼンション制度の導入検討」金融サービス業に従事するホワイトカラーについて、「みなし労働時間」制度ではなく、労基法41条に定める「管理監督者」のように適用除外とする制度としてほしい。	金融サービス従事者の勤務体系の自由度が高まり、効率化に繋がる。	金融サービス業に従事するホワイトカラーは、多かれ少なかれ個人に裁量が付与されている。	労働基準法第38条の4第1項第1号および同条第41条	厚生労働省		
							5102	5102040	(社)日本経済団体連合会	4	ホワイトカラー・エグゼンション制度の導入		裁量性の高い労働者については労働時間規制の適用除外とすべく、米国で実施されているホワイトカラー・エグゼンション制度をわが国においても導入するため、速やかに具体的検討を開始し、早期に結論を得て実施すべきである。		昨今、働く者の意識は変化してきており、働き方を自ら選ぶ傾向が強まっている。また、雇用・労働の現場も、企業の業務改革が進む中で大きく変化しており、必ずしも労働時間イコール成果とならない状況となっている。裁量労働制は現状に適合した制度であるが、現状では対象業務やみなし労働時間などがさまざまな規制がなされておらず、極めて限定的な運用しかできていないのが実態である。そもそも裁量労働制は労働時間にとらわれず、仕事の成果を重視すべき制度であり、労基法41条の管理監督者のような労働時間規制の適用除外の制度とすべきである。	労働基準法第38条の2、第38条の3、第38条の4	厚生労働省	「規制改革推進3か年計画」では、「高度の専門能力を有するホワイトカラー層などの新しい労働者像にも適切に対応した、新たな時代の雇用関係を規定する基本法とするために労働基準法の見直しを検討する。中長期的には、裁量性の高い業務については労働時間規制の適用除外方式を採用することを検討する(平成13年度・15年度、速やかに検討)とされている。	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0900050	社会保険診療報酬支払基金への委託業務範囲の拡大	社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知	・社会保険診療報酬支払基金の業務には地方自治体の行う乳幼児医療等の助成事業の審査支払は含まれない。	C		・公的医療保険における一部負担金は、医療を受ける者と受けない者との均衡を図るといった観点から、受診者に一定の負担をさせていただくという趣旨で設けられたものであるが、地方公共団体による医療費助成措置はこうした一部負担金の趣旨を没却させるものであり、また、一部負担金をなくすことにより結果として医療費の増大を招くおそれがある。社会保険診療報酬支払基金は国の公的医療保険を支える組織であり、助成部分の審査支払を社会保険診療報酬支払基金に委託させることは、不適当。		5023	5023010	神奈川県横浜市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大		社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されています。現在横浜市が実施している重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び小児医療費助成制度(以下「医療費助成制度」という。)の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望します。	医療費助成制度の審査支払業務を、社会保険診療報酬支払基金に委託することにより、医療費助成制度における下記の問題点を解消する。 医療機関は、社会保険分のレセプト作成以外に医療費助成分の請求書作成が必要であり、事務処理が負担となっている。 レセプトの査定減点や資格過誤があっても、医療費助成分がレセプトと連動できず、公費の過払いが発生している。 高額療養費については、実施主体が一旦全額を医療費助成した後、保険者や医療費助成対象者本人や被保険者と連絡調整し高額療養費の精算をしており、事務処理が煩雑化している。	社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知	厚生労働省	告示に伴う厚生省保険局長通知 13大都市心身障害者医療費助成主管課長会による要請文	
								5024	5024010	神奈川県川崎市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大		社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されています。現在、川崎市が実施している重度障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度及び小児医療費助成制度(以下「医療費助成制度」という。)の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望します。	医療費助成制度の審査支払業務を社会保険診療報酬支払基金に委託することにより、医療費助成制度における下記の問題点を解消する。 医療機関は、社会保険分のレセプト作成以外に医療費助成分の請求書作成が必要であり、事務処理が負担となっている。 レセプトの査定減点や資格過誤があっても、医療費助成分がレセプトと連動できず、公費の過払いが発生している。 高額療養費については、実施主体が一旦全額を医療費助成した後、保険者や助成対象者本人・被保険者と連絡調整し高額療養費の精算をしており、事務処理が煩雑化している。	社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知	厚生労働省	告示に伴う厚生省保険局長通知 13大都市心身障害者医療費助成主管課長会による要請文 川崎市の医療費助成制度支払事務の流れ(社保分) 川崎市平成14年度医療費助成制度の状況	
								5025	5025010	千葉県千葉市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大		社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されている。現在、市が実施している乳幼児医療費助成制度の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望する。 なお、母子家庭等医療費助成制度と心身障害者医療費助成制度についても、今後現物給付化を検討しており、乳幼児医療費助成制度同様に要望する。	乳幼児医療費助成制度の審査支払業務を、社会保険診療報酬支払基金に委託することにより、各医療費助成制度における実施主体は下記の問題点を解消する。 医療機関は、社会保険分のレセプト作成以外に医療費助成分の請求書作成が必要であり、事務処理が二重の負担となっている。 レセプトの査定減点などがあっても、医療費助成分がレセプトと連動できず、公費の過払いが発生している。	社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知	厚生労働省	告示に伴う厚生省保険局長通知 13大都市心身障害者医療費助成主管課長会による要請文	
								5075	5075010	福岡県福岡市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大		社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されている。現在、福岡市が実施している、重度心身障害者医療費助成制度、乳幼児医療費助成制度、母子家庭等医療費助成制度、老人医療費助成制度の医療本人(以下「重度心身障害者医療費助成制度等」という。)の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望する。 なお、老人医療費助成制度の社保家族分のみ、以前より基金は受託しており、それ以後の新規業務は受託しないこととされている。	重度心身障害者医療費助成制度の審査支払業務を、社会保険診療報酬支払基金に委託することにより、各医療費助成制度における問題点を解消する。 医療機関は、社会保険分レセプト作成以外に医療費助成の請求書作成があり、事務処理が負担となっている。 レセプトの査定減点などがあっても、医療費助成分がレセプトと連動できず、公費の過払いが発生している。 高額療養費については、実施主体が一旦全額立替払いをした後、保険者や患者本人と連絡調整して精算しており、事務処理が煩雑化している。	社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知	厚生労働省	告示に伴う厚生省保険局長通知 13大都市心身障害者医療費助成主管課長会による要請文 医療費助成支払事務の流れ	
								5100	5100210	東京都	21	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大		社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されている。現在、都が実施している「心身障害者医療費助成制度」並びに区市町村が実施している「ひとり親家庭医療費助成制度」及び「乳幼児医療費助成制度」(以下「心身障害者医療費助成制度等」という。)の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望する。	心身障害者医療費助成制度等の審査支払業務を、社会保険診療報酬支払基金に委託する。 医療機関は、社会保険分のレセプト作成以外に医療費助成分の請求書作成があり、事務処理が負担となっている。 レセプトの査定減点などがあっても、医療費助成分がレセプトと連動できず、公費の過払いが発生している。 高額療養費については、実施主体が一旦全額立替払いをした後、保険者や患者本人と連絡調整して精算しており、事務処理が煩雑化している。	社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知	厚生労働省	告示に伴う厚生省保険局長通知 13大都市心身障害者医療費助成主管課長会による要請文	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
								規制改革要望管理番号	規制改革要望事項番号											
z0900060	確定拠出年金の拠出限度額の拡大	確定拠出年金法第20条、第69条確定拠出年金法施行令第11条、第36条	<p><企業型確定拠出年金> 企業年金に加入していない者 3.6万円(月額) 企業年金に加入している者 1.8万円(月額) <個人型確定拠出年金> 自営業者 6.8万円(月額) (注)国民年金基金と共通の拠出限度額枠 企業(企業年金、企業型確定拠出年金のない企業)の従業員 1.5万円(月額)</p>	b, f		平成16年には厚生年金本体の財政再計算が予定されており、公的年金の給付のあり方の見直しに際し、確定拠出年金制度の拠出限度額についても検討を行う予定。なお、実現に当たっては税制上の措置も必要。		5008	5008321	オリックス㈱	32.1	確定拠出年金制度の規制緩和		拠出限度額の拡大。企業年金制度の有無にかかわらず月50,000円程度まで拡大してもらいたい。従業員の拠出も認めてもらいたい。		企業活性化を目的とした人事制度・報酬制度の見直しにあたり、機動的かつ柔軟な制度設計の足かせとなっている。現状においては、制度を導入しても、従業員側が魅力を感じるものにはできない。特に中途引出しの制約は、若年の離職者の個人資金を60歳まで拘束するものであり、若手社員や女性は制度を利用しない可能性が高い。	確定拠出企業年金法	厚生労働省		
								5014	5014050	(社)関西経済連合会	5	確定拠出企業年金における拠出限度額の拡大		確定拠出年金の拠出限度額を拡大する。		企業型の場合、次の年間拠出限度額がある(厚生年金基金・税制適格年金等未加入の場合:432千円(年)、厚生年金基金・税制適格年金等加入の場合:216千円(年))。拠出限度額の拡大により、企業としての制度設計の選択肢が拡大する。	確定拠出年金法第20条、同法施行令第11条	厚生労働省	[再要望]2002年9月30日付、当連合会規制改革要望済。	
								5027	5027260	東京海上火災保険㈱	26	確定拠出年金の拠出限度額の拡大		拠出限度額の拡大を認めていただきたい。特に個人型について少なくとも企業型と同額となるよう限度額の拡大を認めていただきたい。		確定拠出年金の制度普及が図られる。	拠出限度額を引き上げることにより、勤労者の老後のため自助努力での資産形成を一層促進させることが可能となり、老後の生活の安定を図ることができる。	法人税法、所得税法、確定拠出年金法	厚生労働省	
								5029	5029280	(社)日本損害保険協会	28	確定拠出年金の拠出限度額の拡大		拠出限度額の拡大を認めていただきたい。特に個人型について少なくとも企業型と同額となるよう限度額の拡大を認めていただきたい。		確定拠出年金の制度普及が図られる。	拠出限度額を引き上げることにより、勤労者の老後のため自助努力での資産形成を一層促進させることが可能となり、老後の生活の安定を図ることができる。	法人税法、所得税法、確定拠出年金法	厚生労働省	
								5034	5034581	(社)リース事業協会	58.1	確定拠出年金制度の規制緩和		拠出限度額の拡大。企業年金制度の有無にかかわらず月50,000円程度まで拡大してもらいたい。従業員の拠出も認めてもらいたい。		確定拠出制度導入促進および利用者の拡大により、市場に個人の運用資金が流入する。	・企業活性化を目的とした人事制度・報酬制度の見直しにあたり、機動的かつ柔軟な制度設計の足かせとなっている。・現状においては、制度を導入しても、従業員側が魅力を感じるものにはできない。・特に中途引出しの制約は、若年の離職者の個人資金を60歳まで拘束するものであり、若手社員や女性は制度を利用しない可能性が高い。	確定拠出企業年金法	厚生労働省	
								5102	5102120	(社)日本経済団体連合会	12	確定拠出年金における掛金の拠出限度額の引上げ		確定拠出年金における掛金の拠出限度額が低く、老後の安定した生活を保障するには十分ではない。自助努力、自己責任による老後の生活保障の確保を支援するためには、拠出限度額を大幅に引上げるべきである。利便性の向上により制度普及にも資することになる。			確定拠出年金における掛金の拠出限度額が低く、老後の安定した生活を保障するには十分ではない。自助努力、自己責任による老後の生活保障の確保を支援するためには、拠出限度額を大幅に引上げるべきである。利便性の向上により制度普及にも資することになる。	確定拠出年金法第20条、第69条、確定拠出年金法施行令第11条、第36条	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
z0900070	確定拠出年金制度の見直し	確定拠出年金法第2条第6項、第9条第1項、第19条第1項、第33条第1項、第62条第1項、確定拠出年金法附則第3条	脱退一時金の支給については、国民年金の第3号被保険者や公務員などの確定拠出年金に加入できない者の拠出期間が3年以下の場合に認められている。企業型年金については、企業拠出と併せて従業員の個人の拠出を認めていない。国民年金第3号被保険者及び公務員については、加入対象者とされていない。	b, f		事業主拠出に合わせて従業員が拠出するマッチング拠出を認めることや、中途引出しを容易にすることは、「貯蓄」に近いものとなり、税制上の優遇を行うべき「年金」の性格を損なうものになりかねないという問題があると考えられる。また、国民年金第3号被保険者は、公的年金制度において自ら保険料を負担していないことや、一般的に税制措置の対象となる所得がないことから、確定拠出年金の対象となっていない。これらことから、マッチング拠出や中途引出しの制度化、国民年金第3号被保険者等加入対象者の拡大については、基本的に困難である。しかしながら、平成16年には厚生年金本体の財政再計算が予定されており、公的年金の給付のあり方の見直しに際し、公的年金制度を補完する企業年金等の一部である確定拠出年金の在り方についても、今後、適宜検討をすすめていく予定。なお、実現に当たっては税制上の措置も必要。		5008	5008322	オリックス㈱	32.2	確定拠出年金制度の規制緩和		60歳前であっても中途引出しができるようにしてほしい。(引き出しに際し、多少のペナルティはやむなしと史料)		企業活性化を目的とした人事制度・報酬制度の見直しにあたり、機動的かつ柔軟な制度設計の足かせとなっている。現状においては、制度を導入しても、従業員側が魅力を感じるものにはできない。特に中途引出しの制約は、若年の離職者の個人資金を60歳まで拘束するものであり、若手社員や女性は制度を利用しない可能性が高い。	確定拠出企業年金法	厚生労働省	
								5027	5027230	東京海上火災保険㈱	23	確定拠出年金の企業型における拠出限度額の枠内での個人による上乗せ拠出の容認	現在の拠出限度額の枠内で企業拠出に対する個人上乗せ拠出を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。従業員による老後資金形成の促進に寄与する。	現状、特に中小企業において、企業型の拠出額は限度額の一部にとどまっておらず、勤労者の老後の資産形成ニーズを満たすためには、拠出限度額の枠内での個人の上乗せ拠出が必要である。	法人税法、所得税法、確定拠出年金法	厚生労働省		
								5027	5027240	東京海上火災保険㈱	24	確定拠出年金の加入対象者の拡大	確定拠出年金において、個人型への専業主婦・公務員個人の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。	制度に加入できないものが存在すると、確定拠出年金のポータビリティが十分なものとはならないため。	法人税法、所得税法、確定拠出年金法	厚生労働省			
								5027	5027250	東京海上火災保険㈱	25	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	米国の401k制度の様に、税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。	困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、確定拠出年金普及を阻害する。	法人税法、所得税法、確定拠出年金法	厚生労働省		
								5029	5029250	(社)日本損害保険協会	25	確定拠出年金の企業型における拠出限度額の枠内での個人による上乗せ拠出の容認	現在の拠出限度額の枠内で企業拠出に対する個人上乗せ拠出を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。従業員による老後資金形成の促進に寄与する。	現状、特に中小企業において、企業型の拠出額は限度額の一部にとどまっておらず、勤労者の老後の資産形成ニーズを満たすためには、拠出限度額の枠内での個人の上乗せ拠出が必要である。	法人税法、所得税法、確定拠出年金法	厚生労働省		
								5029	5029260	(社)日本損害保険協会	26	確定拠出年金の加入対象者の拡大	確定拠出年金において、個人型への専業主婦・公務員個人の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。	制度に加入できないものが存在すると、確定拠出年金のポータビリティが十分なものとはならないため。	法人税法、所得税法、確定拠出年金法	厚生労働省			
								5029	5029270	(社)日本損害保険協会	27	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	米国の401k制度の様に、税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。	困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、確定拠出年金普及を阻害する。	法人税法、所得税法、確定拠出年金法	厚生労働省		
								5033	5033170	(社)生命保険協会	17	確定拠出年金制度における支給要件の緩和	企業型では退職時にも支給できるように要件を緩和する。	退職時の資金ニーズが根強く存在する中で、確定拠出年金制度を導入する際の最大のネックとなっている。	確定拠出年金法第28条、確定拠出年金法第33条	厚生労働省			
								5034	5034582	(社)リース事業協会	58.2	確定拠出年金制度の規制緩和	60歳前であっても中途引出しができるようにしてほしい。(引き出しに際し、多少のペナルティはやむなしと史料)	・確定拠出制度導入促進および利用者の拡大により、市場に個人の運用資金が流入する。	・企業活性化を目的とした人事制度・報酬制度の見直しにあたり、機動的かつ柔軟な制度設計の足かせとなっている。・現状においては、制度を導入しても、従業員側が魅力を感じるものにはできない。・特に中途引出しの制約は、若年の離職者の個人資金を60歳まで拘束するものであり、若手社員や女性は制度を利用しない可能性が高い。	確定拠出企業年金法	厚生労働省		
								5102	5102130	(社)日本経済団体連合会	13	企業型確定拠出年金における掛金の本人拠出の容認	現在、企業型確定拠出年金の実施時は、事業主からの拠出しか実施できず、本人からの拠出はできない。事業主の拠出に加えて本人拠出ができるようにすべきである。	現在、企業型確定拠出年金の実施時は、事業主からの拠出しか実施できず、本人からの拠出はできない。事業主の拠出に加えて本人拠出ができるようにすべきである。利便性の向上により制度普及にも資することになる。	確定拠出年金法第19条	厚生労働省			
5102	5102170	(社)日本経済団体連合会	17	確定拠出年金における中途引出し要件の緩和	脱退一時金を受給できる要件を緩和すべきである。60歳未満の加入者で、経済的困窮時には、個人別管理資産を取り崩すことを可能とすべきである。あるいは、個人別管理資産を担保とした融資を受けられるようにすべきである。	加入年数が3年超だが、比較的短い期間の加入者が退職して専業主婦となった場合、現行の要件では、60歳に達するまで個人型年金の運用指図者にとどまるため、資産が目減りするリスクを回避しにくいという問題に対処する。加入者の想定を超えたリスクが発生した場合、個人別管理資産を活用することで対処可能となる。	確定拠出年金法第33条、確定拠出年金法付則第3条	厚生労働省											

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
								要望管理番号	要望管理番号		事項番号	事項番号								
z0900080	厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法の明示	厚生年金保険法第136条の3	厚生年金基金の年金給付等積立金の運用方法は、信託会社、生命保険会社、投資顧問業者との契約による運用と、厚生年金基金自らが行う運用に分けられる。年金給付等積立金は安全かつ効率的に運用しなければならないため、厚生年金保険法等により運用方法等が規定されているところであるが、については、信託会社等の民間の専門家が運用を行うことから何ら運用先の制限はなく、商品ファンドへの運用や商品投資顧問業者との契約も認められている。なお、については、厚生年金基金においては、必ずしも様々な運用方法に応じた専門家がいないなど運用管理体制が整っていないため、運用対象資産や契約の相手方について一定の制限を設けているところであり、商品ファンドへの直接の運用や、商品投資顧問業者との直接の契約の締結は認められていない。	c、d	現在でも、信託会社、生命保険会社、投資顧問業者との契約に基づく運用においては、これらの運用機関の運用対象資産や契約の相手方について何らの規制はなく、商品ファンドによる運用も、商品投資顧問業者との契約の締結も認められているところである。なお、厚生年金基金が自ら運用を行う場合には、必ずしも様々な運用方法に応じた専門家がいないなど運用管理体制が整っていないものではないため、運用対象資産や契約の相手方について、積立金の安全な運用という観点から、一定の制限を設けているところである。運用対象として、商品ファンドへの直接投資を認めないものは、商品ファンドは、様々な商品の先物取引などを運用内容とするものであり、商品の選択に当たって、その分野に関する高度な専門知識が必要とされるため、厚生年金基金が自らリスク・リターン分析等を行うことは困難であるからである。また、厚生年金基金が商品投資顧問業者と直接契約を締結することについては、商品投資顧問業者は、信託会社、生命保険会社、投資顧問業者と比較して、関係法令が整備されてからの期間が短く、実績が相対的に積み重なっておらず、現段階において、認めることは困難である。		5008	5008161	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和				1. 厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益件)による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、厚生年金保険法136条の3の三の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに同136条の3の四に項目を追加し、商品ファンド法に規定する商品投資受益権の売買を加えることを要望する。		1. 多くの年金基金が株式相場下落によって3期連続のマイナス運用に苦しんでいる状況において、伝統的有価証券による運用と相関の低い商品ファンドを運用対象の選択肢に加えることは、リスク分散を通じた運用成績安定化への極めて有効な手段である。上記の規制緩和により、商品投資顧問業者との投資一任契約(運用方法を特定する信託の契約)、ならびに金融機関等を契約の相手方とする商品ファンドへの投資が可能となる。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	厚生労働省	
							5034	5034571	(社)リース事業協会	57.1	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和			厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益件)による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、厚生年金保険法第136条の3第1項第3号の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに第136条の3第1項第4号のイロハニに項目を追加し、商品ファンド法に規定する商品投資受益権の売買を加えることを要望する。		1. 多くの年金基金が株式相場下落によって3期連続のマイナス運用に苦しんでいる状況において、伝統的有価証券による運用と相関の低い商品ファンドを運用対象の選択肢に加えることは、リスク分散を通じた運用成績安定化への極めて有効な手段である。上記の規制緩和により、商品投資顧問業者との投資一任契約(運用方法を特定する信託の契約)、ならびに金融機関等を契約の相手方とする商品ファンドへの投資が可能となる。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	厚生労働省		
							5063	5063010	(社)日本商品投資販売協会	1	年金資金運用品目としての商品ファンド法に基づく商品投資受益権を解禁する。				現行制度では、年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用が明示的に認められていない。このため、厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益件)による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第三号の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに第百三十六条の三第一項第四号に項目を追加し、商品ファンド法に規定する商品投資受益権の売買を加えることを要望する。		多くの年金基金が株式相場下落によって3期連続のマイナス運用に苦しんでいる状況において、有価証券による運用と相関の低い商品ファンドを運用対象の選択肢に加えることは、リスク分散を通じた運用成績安定化への極めて有効な手段である。上記の規制緩和により、商品投資顧問業者との投資一任契約(運用方法を特定する信託の契約)、ならびに金融機関等を契約の相手方とする商品ファンドへの投資が可能となる。	厚生年金保険法第百三十六条の三	厚生労働省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0900090	医薬品販売に関する規制緩和	薬事法 第二十四条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列(配置することを含む。以下同じ。)してはならない。ただし、医薬品の製造業者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を、薬局開設者又は医薬品の製造業者若しくは販売業者に販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。	医薬品の販売を行うためには、薬局、一般販売業、薬種商販売業等の許可が必要。	b	<p>医薬品は、過量使用による有害作用や他の医薬品等との併用による相互作用等のおそれがあることから、いつでも薬剤師等が相談に応じたり、消費者が必要な情報が入手できるような状況で、適正に使用されるべきである。</p> <p>今後、年末までに、2003年の骨太方針に基づき、医学・薬学の専門家の意見を十分に踏まえ、薬剤師等の専門家のいない一般小売店で販売しても、「安全上特に問題がない」ものを選定する予定。</p> <p>なお、特例販売業は、薬事法制定時、離島や山間へき地等の場合に経過的な例外的措置として認められたものである。従って、この特例販売業は、可能な限り縮小していくべきものであり、その数は年々減少している。こうした流れとは逆に、これを一般化し、都会等で多数の者を対象とすることを念頭に一般小売店での医薬品販売を可能とすることは適当でない。</p> <p>また、配置販売業は、その方法が家庭への配置に限定され、各家庭を定期的・継続的に訪問し適正使用のための情報提供等を行う相手方を限定した販売形態であり、また、薬事法上一定の要件を定め、専門的な知識を持つ者に対して認められるものであり、顧客の健康状態の継続的な把握を行っているなど、多くの点で店舗において不特定多数に販売する一般小売店と相違がある。したがって、単純に配置販売業者との比較で一般小売店での医薬品販売を認めることは適当でない。</p>		5007	5007060	日本チェーンストア協会	6.1	薬事法関連		<p>医薬品販売に関する規制緩和</p> <p>医薬品販売の拡大特例販売業や配置販売業において、薬剤師の関与なしに販売できる医薬品のうち、解熱鎮痛剤・かぜ薬・整腸薬・乗り物酔い薬・健胃薬・ばん創膏等については「一般市販薬」として、一般小売店での販売を可能とする。</p>		<p>医薬品の特例販売業や配置販売業において、薬剤師の関与なしに販売されている医薬品がある。その中でも作用が緩やかな医薬品(解熱鎮痛剤・かぜ薬・整腸薬・乗り物酔い薬・健胃薬・ばん創膏等)が「一般市販薬」として、一般小売店での販売を行えるようになった場合、常備薬切れや夜間や旅行時における不意の疾病時における応急処置が可能となる。したがって、特例販売業や配置販売業において、薬剤師の関与なしに販売できる医薬品のうち、解熱鎮痛剤・かぜ薬・整腸薬・乗り物酔い薬・健胃薬・ばん創膏等については「一般市販薬」として、一般小売店での販売を可能としたい。</p>	薬事法	厚生労働省		
								5007	5007060	日本チェーンストア協会	6.2			<p>全てのドリンク剤、ビタミン剤についても一般小売店での販売を可能とする。</p>		<p>99年3月よりドリンク剤などの一部の医薬品が医薬部外品へ移行され一般小売店での販売が可能となったが、当然のことながら医薬品に分類されるドリンク剤は一般小売店舗で販売できない。ドリンク剤、ビタミン剤については、薬剤師の関与しない「指名買い」による購入が大半を占めるために店頭で医薬品に分類されるドリンク剤を求められるが、販売できない現状にある。こうした消費者ニーズに対応するためにも一般小売店での販売を可能としたい。</p>		厚生労働省	
								5102	5102250	(社)日本経済団体連合会	25	一般小売店における作用の緩やかな医薬品販売の実現		<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」では、「医薬品の一般小売店における販売については、利用者の利便と安全の確保について平成15年中に十分な検討を行い、安全上特に問題のないとの結論に至った医薬品すべてについて、薬局・薬店に限らず販売できるようにすることが明記された。この取り組み方針を踏まえ、既に特例販売業等において薬剤師の関与なしに販売できる医薬品を中心に検討を行い、早期に作用の緩やかな医薬品(整腸薬、健胃薬、作用の緩やかなかぜ薬、解熱鎮痛剤、乗り物酔い薬等)について、一般小売店での販売が可能となるよう措置すべきである。</p>		<p>整腸薬、健胃薬、風邪薬、解熱鎮痛剤、乗り物酔い薬等が一般小売店にて販売できるようになると、常備薬切れや夜間等における不意の疾病時における対応が可能となるなど、消費者の利便性が向上する。</p>	薬事法第24条	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

		(回答欄)						(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
z0900100	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現	食品衛生法第16条検査法第6条、第11条、第11条第2項、第17条第2項	輸出入・港湾諸手続のワンストップサービス (シングルウィンドウ化) については、平成15年7月23日より供用を開始したところである。	b		各府省においては、これまでも、申請者の負担を軽減し手続の簡素化・合理化を図る観点から見直しを行ってきたところである。こうしたなかで、今回のシングルウィンドウ化は、我が国港湾の国際競争力強化、物流の効率化を図ることが、喫緊の課題であることから、関係府省が連携、協力して出来るだけ早く、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を実現しようとしているものである。民間業界のなかには、電子化に伴う手続の簡素化等が十分でないとの意見もあることは、承知しているが、現時点では、現在進めているシングルウィンドウ化を確実に実現することが重要であると認識している。今後はできるだけ多くの方に利用していただき、そのうえで、今回のシングルウィンドウ化の評価・問題点等も伺いながら、民間利用者の意見を広く聴取し、更なる手続の見直し、より良いシステムの実現に努めてまいりたい。		5036	5036030	(社)日本船主協会	3	港湾・輸出入手続等の一層の簡素化		全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間共通項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		現在、港湾・輸出入手続に係る各府省は、2003年度のできるだけ早い時期に港湾・輸出入手続のシングルウィンドウ化を実現すべく作業を進めているところであるが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより当協会をはじめとする産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものはなっていない。従って、シングルウィンドウ・システムの稼働後であっても、全ての申請手続について、ゼロベースで見直しを行うとともに、関係官庁による情報の共有化を可能とするよう関連法制度の整備に努めるべきである。	関税法、電子情報処理組織による関税手続の特例に関する法律、コンピュータ特例法、出入国管理及び難民認定法等	国土交通省 財務省 厚生労働省 経済産業省 農林水産省	
z0900100	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現	食品衛生法第16条検査法第6条、第11条、第11条第2項、第17条第2項	輸出入・港湾諸手続のワンストップサービス (シングルウィンドウ化) については、平成15年7月23日より供用を開始したところである。	b		民間業界のなかには、電子化に伴う手続の簡素化等が十分でないとの意見もあることは、承知しているが、現時点では、現在進めているシングルウィンドウ化を確実に実現することが重要であると認識している。今後はできるだけ多くの方に利用していただき、そのうえで、今回のシングルウィンドウ化の評価・問題点等も伺いながら、民間利用者の意見を広く聴取し、更なる手続の見直し、より良いシステムの実現に努めてまいりたい。		5102	5102560	(社)日本経済団体連合会	56	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現		2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されることは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革 (BPR) については甚だ不十分である。シングルウィンドウ化に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係省庁は内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。 (以下「具体的事業の実施内容」に続く)	(「具体的規制改革要望内容」より続く) さらに、信頼性が高い荷主の包括事前審査適用貨物については、包括事前審査制度の有するコンプライアンスの趣旨に鑑み、検査を極力簡素化するとともに、現行制度の可能な限りの運用弾力化を図りたい。	例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入・出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通りの紙ベースでの手続が数多く残されているのが現状である。このままでは、シングルウィンドウシステムの運用が開始されても、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業界競争力の強化につながらないことが懸念される。	関税法 電子情報処理組織による関税手続の特例に関する法律	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省	
z0900110	小規模水道事業施設向けの水質検査事業要件の緩和	水道法第20条	水道事業者等は水質基準確保の確認のため水質検査が義務づけられている。水道事業者等は水質検査に必要な検査施設を設置しなくてはならないが、この水質検査の業務 (分析業務) を地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者 (年度内に施行予定の改正水道法では「厚生労働大臣の登録を受けた者」) に委託した場合には、この検査施設の設置義務は適用されない。	d及びe		今国会で成立した水道法の改正 (年度内に施行予定) により、指定制度から国の裁量の余地のない形の登録制度に移行することになり、水道法に明示された登録要件を満たせばだれでも登録検査機関となることとなる。このため、水道水の検査を満足して実施できる能力があつて登録要件を満たせば、要望主体は登録機関として水道水の水質検査を実施することが可能である。なお、検査手数料については、登録の要件とされおらず、検査機関がそれぞれ料金を設定することは可能であつて、事実誤認である。	今国会の水道法改正は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(閣議決定) に基づくもので、これまでの指定制度から、これまでの指定制度から、これまでの指定制度に移行するものであるが、その効果の一つとして、民間の参加が促進され、競争を通じたサービス向上、民間検査ビジネスの活性化が期待できるものと考えられる。	5006	5006040	民間事業者	4	「一定規模以下の水道の水質検査を認める」。		水道の水質検査は水道法第20条3項により厚生労働大臣の指定するものを行なうこととなっているが、飲料水の水質検査を行う事業者の登録事業者及び計量法第107条2号による登録を受けた事業者は水道法第4条2項の規定に基づき定められた水質基準に関する省令の各項目を十分に満足する検査を行う能力、検査に必要な機械器具、設備、資格者を併せ有しており、小規模給水人口たえば1000人以下の専用水道、簡易水道に限定した水質検査を行わせ特設の検査手数料を設定することを求める。	建築物飲料水水質検査と濃度計量証明事業所を事業としておこなっているため水道法の定める水質検査の実施は施設の大小に関係なく施設毎に求めている。小規模水道施設を多数保有しているため水質検査手数料負担が財政を圧迫している。山間部町村の財政の一助にしたい。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 昭和45年4月14日法律第20号 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則昭和46年1月21日厚生省令第2号 水道法昭和32年6月15日法律第177号 計量法平成4年5月20日法律第51号 計量法施行令平成5年10月6日政令第329号 計量法施行規則平成5年10月25日通商産業省令第69号	厚生労働省		
z0900120	一般販売業における管理薬剤師配置義務の緩和	薬事法第六條 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。その薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。一 その薬局において、薬事に関する業務に従事する薬剤師が厚生労働省令で定める員数に達しないとき。第二十六條 一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事 (専ら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは同動物診療施設の開設者) に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業 (以下「卸売一般販売業」という。) 以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法 (昭和二十二年法律第一号) 第五條第一項の政令で定める市 (以下「保健所を設置する市」という。) 又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長) が与える。二 前項の許可については、第六條の規定を準用する。ただし、同条第一号の二の規定は、卸売一般販売業の許可については、準用しない。	医薬品一般販売業においては薬剤師の配置義務がある。	c		一般用医薬品には、過量使用による有害作用や他の医薬品との併用による相互作用の問題等があることから、医薬品の購入時においては、消費者からの求めに応じ適切な情報提供や相談が行える体制が必要である。また、消費者からの求めがない場合であっても、消費者に対し、積極的な情報提供を行うことが必要である場合がある。従って、薬剤師が常に配置され、対面販売が行われるべきである。		5007	5007071	日本チェーンストア協会	7	薬事法関連		医薬品販売に関する規制緩和 一般販売業における管理薬剤師の配置義務の緩和		医薬品一般販売業においては薬剤師の配置義務があり、営業時間中は薬剤師を常駐させるか、薬剤師不在時は医薬品の販売を中止する等の指導を受けている。夜間活動人口の増加等による夜間顧客の要望に対し薬効の低いものについては、規制対象から除外し、最低限の管理による販売を可能にしてほしいことから、薬剤師による服薬指導については、薬剤師不在の場合は電話・ファックス及び電子媒体の利用を認め、消費者の利便性を向上させていただきたい。	薬事法	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

(回答欄)								(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
z0900130	医薬品の通信販売における品目の拡大	昭和63年3月31日薬監第11号 医薬品の販売方法について（略） カタログ販売は、かかる対面販売の趣旨が確保されないおそれがあり、一般的に好ましくないところである。 （略） 4 取扱医薬品の範囲は、容器又は被包が破損し易いものでなく、経時変化が起こりにくく、副作用の恐れが少ないもので、一般消費者の自主的判断に基づき服用されても安全性からみて比較的問題が少ないものであること。当画、薬効群としては次の薬効群の医薬品に限ることとし、その他では脱脂綿、ガーゼ及びばん創膏が認められるものであること。これら以外で、当該医薬品の販売に際しカタログ販売の形態によることがやむをえないと認められる場合には、当画に個別に協議されたいこと。（薬効群）（略）	一部の薬効群の医薬品についてカタログ販売を認めている。	c		医薬品の購入時においては、消費者に対し適切な情報提供や相談が行える体制が必要であり、積極的な情報提供を行うために、対面販売が行われるべきであるとの考えから、カタログ販売が可能な医薬品の範囲を拡大することは適切でないと考える。		5007	5007072	日本チェーンストア協会	7		通信販売における品目拡大		現在、通信販売形態にて医薬品を販売する際、限られた薬効群しか認められていないため、来店の困難な消費者へ不便を生じている。このことから、通信販売可能な医薬品の品目を拡大することにより、病気のため外出できない場合や妊産婦・高齢者・障害者の方がインターネット等による医薬品購入を可能とし、消費者利便を一層向上させていきたい。	薬事法	厚生労働省		
z0900140	医薬部外品の申請の届出制	薬法第十四条 厚生労働大臣は、医薬品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品を除く。）、医薬部外品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬部外品を除く。）、厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品又は医療用具（厚生労働大臣の指定する医療用具を除く。）につき、これを製造しようとする者から申請があつたときは、品目ごとにその製造についての承認を与える。	医薬部外品においては、個別品目毎の承認・許可が必要。	c		医薬部外品については、医薬品同様に有効成分を含有するものであり、成分毎の使用法、効能等が異なり、個別に有効性、安全性及び品質を評価する必要があるものであることから、製造・輸入にあたっては、医薬品と同様に個別品目毎の承認・許可が必要である。		5007	5007081	日本チェーンストア協会	8	薬事法関連	医薬部外品の申請の届出制、範囲の拡大、期間の短縮、審査センターの指示の統一化、判断の統一化		・ 医薬部外品の商品カテゴリー内で製造方法や設備面が同等、製品ごとの申請は労力及び期間を多くしているのみであるが、種別許可制度を導入する事で手続きの簡素化と期間の短縮化が図られる。 ・ シリーズとして配合を帳簿記載で申請できる原料は限られておりシリーズ処方調整は現実的ではないが、シリーズの範囲拡大によって現実にマッチした処方開発ができる。	薬事法	厚生労働省		
z0900150	医薬部外品のシリーズ申請の拡大	平成6年3月29日薬審第231号 医薬部外品の製造又は輸入の承認申請等について 1(2)「成分及び分量又は本質」欄において、医薬部外品のシリーズ申請にあつては、着色剤及び香料以外の成分の分量の幅記載は、認めないものであること。	医薬部外品については、香料、着色剤の種類が異なる場合において、シリーズとしての申請を認めている。	c		医薬部外品のシリーズ申請については、製品の有効性、安全性に直接的に影響しないと考えられる香料、着色剤の種類が異なる場合においてのみシリーズ申請を認めているところであり、その他の処方変更については、医薬品と同様に有効性・安全性・品質の確保の観点から個別に審査を行う必要がある。		5007	5007082	日本チェーンストア協会	8	薬事法関連	医薬部外品の申請の届出制、範囲の拡大、期間の短縮、審査センターの指示の統一化、判断の統一化		・ 医薬部外品の商品カテゴリー内で製造方法や設備面が同等、製品ごとの申請は労力及び期間を多くしているのみであるが、種別許可制度を導入する事で手続きの簡素化と期間の短縮化が図られる。 ・ シリーズとして配合を帳簿記載で申請できる原料は限られておりシリーズ処方調整は現実的ではないが、シリーズの範囲拡大によって現実にマッチした処方開発ができる。	薬事法	厚生労働省		
z0900160	医薬部外品の一変申請等の期間の短縮化	昭和60年10月1日薬発第960号 標準的事務処理期間の設定等について 1 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の承認等都道府県知事が承認申請等を受付した日から、厚生大臣が当該医薬品等に承認等を与える日までにつき、以下のとおり、標準的事務処理期間を設けることとする。その期間には、提出された書類に不備があり、これを申請者側が補正するのに要する期間及び審議会における指摘事項に対し申請者側が回答するまでの期間は含まないものとする。 医薬品医療用1年 一般用10月 体外診断用6月 体外診断用（貯蔵方法及び有効期間に関する一部変更承認）3ヶ月 医薬部外品6月 化粧品3月 医療用具1年（後発品は4月とする。）	医薬部外品においては、個別品目毎の承認・許可が必要。承認申請等に対して、6ヶ月間の標準事務処理期間を定めているところ。	c		医薬部外品は標準的事務処理期間を6ヶ月としており、医薬品（医療用医薬品1年、一般用医薬品10ヶ月）よりかなり短時間で承認が行われている。さらに、染毛剤、パーマメント・ウェーブ剤及び薬用歯みがき類等については、一定の承認基準を作成し、当該基準に適合するものは都道府県知事により承認が行われており、現に承認審査の簡素化・迅速化（概ね2-3ヶ月で審査が行われている。）を図っている。このように承認審査の迅速化については、相当程度措置を行っており、現状の審査体制等を考慮すると、これ以上の迅速化を行うことは現時点では困難である。		5007	5007083	日本チェーンストア協会	8	薬事法関連	医薬部外品の申請の届出制、範囲の拡大、期間の短縮、審査センターの指示の統一化、判断の統一化		・ 医薬部外品の商品カテゴリー内で製造方法や設備面が同等、製品ごとの申請は労力及び期間を多くしているのみであるが、種別許可制度を導入する事で手続きの簡素化と期間の短縮化が図られる。 ・ シリーズとして配合を帳簿記載で申請できる原料は限られておりシリーズ処方調整は現実的ではないが、シリーズの範囲拡大によって現実にマッチした処方開発ができる。	薬事法	厚生労働省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項名 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
								規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号										
z0900170	医薬部外品の審査センター等の判断の統一化	-	-	e	-	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターの指示の内容については、定期的に開催している担当者連絡会の他、相互の連絡を密にするなど、その都度細かい指示の整合化に努めている。さらに、平成16年4月より医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターを統合し、新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立することから業務の一元化が図られることとなる。また、承認申請の進捗業務を行っている都道府県において、それに付随する相談等の際に、都道府県間の意見に違いが生じることについては、都道府県担当者会議等の場を通じて、その整合化を努めている。		5007	5007084	日本チェーンストア協会	8	薬事法関連		医薬部外品の申請の届出制、範囲の拡大、期間の短縮、審査センターの指示の統一化、判断の統一化		・ 医薬部外品の商品カテゴリー内で製造方法や設備面が同等、製品ごとの申請は労力及び期間を多くしているのみであるが、種別許可制度を導入する事で手続きの簡素化と期間の短縮化が図られる。 ・ シリーズとして配合を帳簿記載で申請できる原料は限られておりシリーズ処方調整は現実的ではないが、シリーズの範囲拡大によって現実マッチした処方開発ができる。	・ 薬事法	厚生労働省	
z0900180	医薬品卸売一般販売業者の許可取得に係る要件の緩和	薬事法第二十四条第二十六条	配送センターや分置倉庫のうち、実態的に医薬品の販売又は授与が行われることのないものについては、販売業の許可にかからしめる店舗とは見なしていない。	d		医薬品の卸売一般販売業のいわゆる配送センターや分置倉庫の取扱いについては、これまで通知等により、実態的に医薬品の販売又は授与が行われるのであれば、販売業の許可にかからしめる店舗とは見なしてならず、この旨を平成15年6月13日に行われた、全国薬事監視等担当係長会議において各都道府県に改めて周知した。		5007	5007090	日本チェーンストア協会	9	薬事法関連	医薬品卸売一般販売業の許可取得に関する緩和 ・ 配送センターにおける管理薬剤師配置、試験室設置の不要		医薬品卸売一般販売業には管理薬剤師の配置義務が課せられている。医薬品を一括的に仕入れグループ企業別に仕分けを行なう単なる中継基地としての配送センター等においても、卸売一般販売業の許可が必要であり、管理薬剤師の常駐、試験室等の設置を必要とされている。 しかし、中継配送センターでは医薬品をグループ企業別に仕分けするだけでセンターには一切医薬品は滞留しない。また、仕分け過程にて万が一、破損した場合は商品価値を失うことから当然流通経路から除かれ、消費者の手に渡ることはありえない。 したがって、倉庫又は配送センターにおいては、管理薬剤師配置及び試験室設置の必要性はないと考える。	・ 薬事法第24条第26条	厚生労働省		
z0900190	調剤薬局での処方薬に関する規制緩和	薬剤師法第二十三条 2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。	医師が一般名で処方した場合の患者選択による調剤は可能であり、また、患者の求めに対し医師が認めた場合に限り薬剤名 (商品名) での処方の場合においても、患者選択による調剤は可能である。今後、引き続き、医薬品の品質再評価を行い、後発品を含む医薬品の品質確保を図る一方、後発品使用を一層促進していくために、平成14年4月より、後発医薬品の一般名、商品名、企業名、価格等の情報について、厚生労働省ホームページへの掲載を開始しているところであるが、この他にも、後発品とその品質の確保についての啓発を進める等、患者が適正に選択できるよう情報提供の充実を行う。	d		現在でも、医師が一般名で処方した場合の患者選択による調剤は可能であり、また、患者の求めに対し医師が認めた場合に限り薬剤名 (商品名) での処方の場合においても、患者選択による調剤は可能である。今後、引き続き、医薬品の品質再評価を行い、後発品を含む医薬品の品質確保を図る一方、後発品使用を一層促進していくために、平成14年4月より、後発医薬品の一般名、商品名、企業名、価格等の情報について、厚生労働省ホームページへの掲載を開始しているところであるが、この他にも、後発品とその品質の確保についての啓発を進める等、患者が適正に選択できるよう情報提供の充実を行う。		5007	5007100	日本チェーンストア協会	10	薬事法関連	調剤薬局での処方薬に関する緩和 ・ 成分名による処方可能とする。		調剤における処方薬は製品名により処方される場合がほとんどである。日本においては同一成分であっても医師の同意無しでは他製品へは変更はできない。また、同意を得られない場合も多々あり、処方箋に記載される薬価収載品目は約12000アイテムほどあり不特定の医療機関より処方薬を応需する面業対応の薬局においては、備蓄薬品のアイテムが増加し、それに伴う管理コストの増加、廃棄ロスの発生が問題となっている現状である。経済的な面のみでなく、備蓄外薬品が処方される場合、手配に時間がかかる等、消費者利便を欠いている。 したがって、成分処方での変更が可能となれば、調剤対応が速やかになり、医薬分業を一層推進できる。	・ 薬事法	厚生労働省		
z0900200	アウトソーシング事業・機能分社における第二種衛生管理者選任要件の緩和	労働安全衛生法第12条、労働安全衛生規則第7条	常時50人以上の労働者を使用する事業場は、その事業場に専属の衛生管理者を選任しなければならない。	C		事業場における安全衛生管理は事業者の責任であり、労働安全衛生法では、事業者が事業場に専属の者 (= 当該事業場に雇用された者) を衛生管理者として選任し、衛生に関する技術的事項を管理させなければならないこととしている。 安全衛生管理に責任を有する事業者が、衛生管理者に対して直接指揮命令を行い、その業務を遂行させる必要があるが、請負契約の場合、業務委託会社の労働者に直接指揮命令をすることはできないことから、これを衛生管理者とすることは適当ではない。 さらに、契約形態にかかわらず、衛生管理者がその職務を適切かつ円滑に遂行するためには、現場の事情や作業方法等を踏まえた効果的な対策が実施できるよう、衛生管理者が当該事業場の業務実態と過重労働等労働者の健康に影響する様々な要因を知悉していることが必要である。 このようなことから、御要望にお応えすることは困難である。		5009	5009010	ソニー(株)	1	アウトソーシング事業・機能分社における第二種衛生管理者選任要件の緩和	親会社の事業場における衛生管理者の選任 総務系業務のフルアウトソーシングを望む会社の事業場における衛生管理者の選任	労働安全衛生規則第7条に定める「専属の者」の現行の解釈「事業主と雇用関係にある社員」を、以下のように緩和するよう要望する。 当該事業場における衛生管理者の選任が第二種衛生管理者で事足りる事業場について、事業者と機能分社またはアウトソーサー (業務委託会社) との間で衛生管理者の選任及び安全衛生業務に従事させるにあたっての責任及び権限を明示した業務委託契約書を締結し、業務委託会社が第二種衛生管理者資格を有する業務委託会社の社員を選任し、当該事業所に専属で常駐、従事させることを要件に、業務委託会社の社員をも「専属の者」として解釈に加え、衛生管理者に選任することができるものとする。	各企業において主要事業分野への経営資源の集中、間接部門の機能分社化及び組織全体のアウトソーシング化が進む中で、安全衛生を担当する組織自体をも機能分社化し、あるいはアウトソーシングを行なう企業 (アウトソーサー) へ移管するケースが増えてきている。 機能分社またはアウトソーサー (業務委託会社) が、移管、アウトソーシングの内容に基づき、衛生管理者を、業務委託会社の事業場に「専属の者」として配置し、労働安全衛生法の趣旨に合致した業務を遂行するものとして、その事業場の所轄労働基準監督署に衛生管理者選任の届出をしたところ、「専属の者」の解釈の相違により、その届出が受理される場合と受理されない場合とがあった。	労働安全衛生法第12条 労働安全衛生規則第7条	厚生労働省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
z0900210	アウトソーシング事業におけるファシリティ管理者選任要件緩和	労働安全衛生法第12条、労働安全衛生規則第7条、社会保険労務士法第27条	常時50人以上の労働者を使用する事業場は、その事業場に専属の衛生管理者を選任しなければならない。 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行ってはならない。	C	事業場における安全衛生管理は事業者の責任であり、労働安全衛生法では、事業者が事業場に専属の者（＝当該事業場に雇用された者）を衛生管理者として選任し、衛生に関する技術的事項を管理させなければならないこととしている。 安全衛生管理に責任を有する事業者が、衛生管理者に対して直接指揮命令を行い、その業務を遂行させる必要があるが、請負契約の場合、業務委託会社の労働者に直接指揮命令をすることはできないことから、これを衛生管理者とすることは適当ではない。 さらに、契約形態にかかわらず、衛生管理者がその職務を適切かつ円滑に遂行するためには、現場の実情や作業方法等を踏まえた効果的な対策が実施できる、衛生管理者が当該事業場の業務実態と適量労働者労働者の健康に影響する様々な要因を把握していることが必要である。 このようにことから、御要望にお応えすることは困難である。	「措置の概要」欄より続く 社労士法が、社労士又は社労士法人でない者に規制事項を行うことを禁止しているのは、当該事務が非常に専門性の高いものであることにかんがみ、法律により厳格な資格要件を設け、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとするなど所要の措置を講ずることによって、労働者を始めとする国民の権利利益を保護する観点から必要とされたからである。 他に社労士又は社労士法人でない者が規制事項を行えるとした場合、労働社会保険法第27条の専門性としての知識及び経験が不十分な者、また、法令上の守秘義務を課せられない者が行政及び士業団体の監督指導などの規律に服しない者が規制事項を行うことになり、法令上不適切な申請書類等の作成、提出代行及び事務代理がなされ、その結果、労働者や事業主の利益を損ね、あるいはそれらの者に被害を及ぼすこととなるおそれがある。 なお、ファシリティ業務受託会社が社労士法人である場合は、社労士である社員が指揮命令下にあることを条件に、社労士でない者が当該社員の補助者として規制事項を行うことが可能である。	5009	5009030	ソニー㈱	3	アウトソーシング事業におけるファシリティ管理者選任要件緩和	ファシリティ管理者の選任は、事業主と雇用関係にある者という限定解釈でなく、事業主とファシリティ業務委託会社（含む機能分社）の間で、管理者の選任、責任・権限を明示した業務委託契約を締結、受託会社が資格等を有する社員を指名し、当該事業所に専属で常駐・従事させること - を条件に、ファシリティ業務受託会社の社員を、当該会社のファシリティ業務管理者に選任できるようにしていただきたい。また、当該会社から機能分社したファシリティ業務委託会社は、当該会社の労災処理を業として請け負う場合には、当該事業所に専属で常駐する受託会社の社員がいることを条件に、社会保険労務士を置くことを不要としていただきたい。	機能分社化、アウトソーシング化における委託側、受託側の共通の目的は効率化もさることながら選法の精神に則り当該業務における専門性の強化、品質の向上を行うことである。また、分社・委託は委託会社の機能の一部であるため資格要件も含め委託会社としての必要要件を全て満たす形となっていない。よって、「専属の者」の解釈に届出が受理されない状態となっている。分社後の企業側には当該専門性を有する機能がないため、仮に再選任することと本来業務ではない者に資格を取得させ従事させることとなるため本来業務、安全衛生管理業務とも業務品質が低下することとなる。実態の伴う形で運用にすべく緩和を要望する。	エネルギー管理者（員）：エネルギーの使用の合理化に関する法律 第7条・第12条の3 高圧ガス保安主任者等：高圧ガス保安法第27条の2・第33条 電気主任技術者：電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則 第52条 衛生管理者：労働安全衛生法第12条、労働安全衛生規則第7条 特別管理産業廃棄物管理責任者：産業物の処理および清掃に関する法律 第12条の2第6-7項、廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則 第8条の17 安全運転管理者：道路交通法 第74条の2 整備管理者：道路運送車両法 第50条 社会保険労務士法 第2条、第27条	厚生労働省 環境省 警察庁 国土交通省	以下要望書と関連します。ソニー㈱ - 1 - 3 - 1、ソニー㈱ - 2 - 3 - 1			
z0900220	特定化学物質使用設備にかかる機器の設置等にかかる届出義務の簡素化	労働安全衛生法第88条、労働安全衛生規則第86条及び第88条、労働安全衛生規則別表第7の17項及び18項	特定化学物質のうち特定第二類物質又は第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で移動式以外のものを設置する場合、労働者の健康障害を防止するため、労働基準監督署への設置の届出を求めているところである。 したがって、特定化学物質を少量しか取り扱わない研究開発等において使用されるような移動式の設備は届出の対象外となっているところである。 また、特定化学設備に係る設置届の添付書類として求めているもの多くは、構造の概要、設備の構造の図面等、特定化学設備を設置する際に作成されているものであり、	d	特定化学物質のうち特定第二類物質又は第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で移動式以外のものを設置する場合、労働者の健康障害を防止するため、労働基準監督署への設置の届出を求めているところである。 したがって、特定化学物質を少量しか取り扱わない研究開発等において使用されるような移動式の設備は届出の対象外となっているところである。 また、特定化学設備に係る設置届の添付書類として求めているもの多くは、構造の概要、設備の構造の図面等、特定化学設備を設置する際に作成されているものであり、	（「措置の概要」欄より続く） 届出のために新たに作成する書類は最低限のものであること、そして、平成6年9月30日付け基発第612号「行政手続法等の施行について」において、届出が法令上の要件に適合している場合は受け付けることとされ、届出事務については申請者に過度の負担をかけないものとしているところである。	5009	5009060	ソニー㈱	6	特定化学物質使用設備にかかる機器の設置等にかかる届出義務の簡素化	特定化学物質使用設備にかかる機器の設置等にかかる届出義務について、特定化学物質の取扱量が少ない場合には、届出義務の簡素化を図っていただきたい。	特定化学物質障害予防規則には、第2-3類を使用する設備の規定に取扱量の規定が含まれていないため、研究開発のように微量を使う場合であっても、大量に使用する場合は同様の届出が必要となる。また、漏洩の危険性が無い設備であっても、除外規定がないため、半導体に依る設備等、対象となる機器が多く、届出に係る労力が非常に重い。取扱量規制を設けることにより、安全性の確保と効率的な設備維持管理の実施が両立できると考える。	労働安全衛生法第88条 労働安全衛生法施行令第24条 労働安全衛生規則第88条（計画の届出をすべき機器） 労働安全衛生規則別表第7 機械等の種類17、18	厚生労働省				
z0900230	電離放射線障害防止規則におけるX線装置にかかる届出義務の簡素化	労働安全衛生法第88条、労働安全衛生規則第86条及び第88条、労働安全衛生規則別表第7（機械等の種類21）	電離放射線障害防止規則（X線装置等）を設置する等の場合には、労働者の健康障害を防止するため、労働基準監督署へ設置等の届出を求めている。	C	労働安全衛生法第88条に基づく計画届は、労働者の危険及び健康障害の防止を図るため、有害な作業を必要とする機械等について、事業者に対し、その計画を当該工事の開始日の30日前までに届出する義務を課しているものである。 電離放射線障害防止規則においては、電離放射線により人体が受ける線量が少ない場合であっても、人体が何らかの影響を受ける可能性（確率的影響）を否定できないことから、不必要な被ばくを防止する等のため、当該計画届により、電離放射線装置による健康障害を防止するための設備の適否について審査し、必要な場合には当該計画の変更を命じるものとしているものであり、届出義務の簡素化はできない。	（「措置の概要」欄より続く） なお、平成6年9月30日付け基発第612号「行政手続法等の施行について」において、届出が法令上の要件に適合している場合は受け付けることとされ、届出事務については申請者に過度の負担をかけないものとしているところである。	5009	5009070	ソニー㈱	7	電離放射線障害防止規則におけるX線装置にかかる届出義務の簡素化	電離放射線障害防止規則におけるX線装置と荷電粒子を加速する装置についてX線を発生させる又は、二次的に発生する場合、X線量によって基準を設け、X線量が少ない場合には、届出義務の簡素化を図っていただきたい。	電離放射線障害防止規則における二次的にX線を発生させる設備において、真空中のみで発生するもの、あるいは発生する線量が微量なものについては、テレビや電子顕微鏡など同種の設備と区分がつかない。これらの設備は十分な安全性が確保できており、除外対象とすることによって、効率的な設備維持管理が可能となると考える	労働安全衛生法第88条 労働安全衛生法施行令第24条 労働安全衛生規則第88条（計画の届出をすべき機器） 労働安全衛生規則別表第7 機械等の種類21	厚生労働省				
z0900240	乾燥牛肉の食肉販売、食肉等販売対象商品からの除外	食品衛生法第20条、第21条第1項、食品衛生法施行令第5条第1項9号、昭和24年2月3日衛発第125号厚生省公衛衛生局長通知各都道府県の条例	食品衛生法により、飲食店営業等公衆衛生上影響の著しい営業について、政令で定める業種別に、都道府県が必要な基準を条例で定めることとされている。これらの営業を営もうとする者は都道府県知事等の許可を受けなければならない。 営業の施設が上述の基準に合うと認めるときは、都道府県知事等は食品衛生法第21条第1項に基づく営業の許可を与える。 なお、上記食品衛生法で定めるほかにも、自治体の条例により規制する場合がある。	e	食肉販売業は鳥獣の生肉を販売する営業を指しているものであり、ご指摘の乾燥牛肉の販売については、食品衛生法で定める食肉販売業の営業許可の対象とはならない（昭和24年2月3日衛発第125号）。 本件は、都道府県の条例に係る要望事項と考えられるが、国において、全国一律の基準とするよう各都道府県等に要求することは、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮する観点から不適当である。		5009	5009100	ソニー㈱	10	乾燥牛肉の食肉販売、食肉等販売対象商品からの除外	ビーフジャーキー（乾燥牛肉）を販売する際に、「食肉」、「食料品」、「一般の菓子同等」のいずれかと見れば各都道府県が判断し、その対応は異なっている。「食肉製品」とした場合は「食肉販売業」の営業許可が、「食料品」とした場合は「食料品等販売業」の営業許可が必要だが、菓子やつまみとした場合は特に営業許可は必要ない。また営業許可の条件としては、手洗い場の設置・食品衛生責任者の設置などが別途かかる。ビーフジャーキーは完全密封の容器包装された保存性の高い乾燥食肉製品であり、一切加工することなく販売する場合には、「食肉販売業」「食料品等販売業」の営業許可は不要と考える。	食品衛生法第20条、第21条第1項、食品衛生法施行令第5条第1項9号、各都道府県の条例（東京都：食品製造業等取締条例第2条第1項3号、第5条）	厚生労働省					

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
z0900250	優良な診療所において「特区病院」という名称の使用を許可する。 優良な診療所であることを表示できる医療機関名称の新設	医療法第3条第2項		C		医療法においては、病院と診療所を機能面、構造設備面等の観点から区分しており、主としてプライマリケアを担う機関として位置づけられた診療所が病院と称することは患者にとって妨がわしく、不適切。		5011	5011011	医療法人	1	優良な診療所において「特区病院」という名称の使用を許可する。 優良な診療所であることを表示できる医療機関名称の新設		・従来の診療所の診療報酬（低コスト）で一定の基準を満たす優良且つ高品質な医療を提供できる医療機関のみ、「特区病院」という名称の使用を許可する。 （「特区病院」においては混合診療を解禁する。） （株式会社などを含む新規医療関連事業者は「特区病院」においてのみ参入を認める。）	・国民の負担能力に係わらず適切な医療が受けられるよう、社会保障として必要十分な医療は公的医療保険診療として確保していくとともに、患者ニーズの多様化や医療技術の進歩に応じて特定療養制度を対象として適切なルールの下に保険診療と保険外診療の併用ができるようにする。 ・治療計画を予め提供できる。（クリティカルパス）、ICD（10）に則った病名管理に基づく診療内容の電子提供が行える等の基準を設け、病院機能評価機構等の第三者による評価及び高度医療機関に準ずることによって、「特区病院」という名称の使用を可能とし、一般病院との差別化を図る。 又、低価格高品質医療提供機関を確立することにより、すなわち「特区病院」を設置することにより医療費の削減にも繋がる。	医療法第一条の五	厚生労働省		
z0900260	確定給付企業年金における受給権者等の給付減額要件の緩和	確定給付企業年金法施行令第4条第2号、確定給付企業年金法施行規則第5条	受給権者等の給付減額をする場合にあっては、減額しなければ確定給付企業年金の事業の継続が困難となること等の理由（具体的には、実施事業所の経営状況の悪化、または、減額しなければ掛金の額が大幅に上昇し事業主が掛金を拠出することが困難となると見込まれること。）が必要とされている。	c, d		前者は、現在でも給付減額の理由となりうる。後者については、労働協約等の変更は、会社を退職するなどして企業年金制度を脱退した受給権者にとっては関係が薄いものであるため、労働協約等の変更を理由に減額するのは適当ではないと考えている。		5014	5014040	(社)関西経済連合会	4	確定給付企業年金における受給権者等の給付減額要件の緩和		受給権者等に認められる給付減額要件として、以下を追加する。 減額をしなければ掛金の額が大幅に上昇し、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれること、等となっている。しかし、加入者については、金利情勢に見合った給付率へ給付減額をせざるを得ない場合があり、その際、既受給権者が従来の給付率のままでは不公平感が強い。	確定給付企業年金法施行令第4条、確定給付企業年金法施行規則第5条	厚生労働省	[再要望] 2022年9月30日付、当連合会規制改革要望済。		
z0900270	NPO法人の児童館経営への参入	・児童館の設置運営（平成2年8月7日 厚生省発第123号 厚生事務次官通知） 第4大型児童館1A型児童館（2）設置及び運営の主体 設置及び運営の主体は、都道府県とする。ただし、経営については民法法人及び社会福祉法人に委託することができるものであること。	児童館は、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日 厚生省発第123号 厚生事務次官通知）により、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型に種類が大別されており、大型児童館は、設置・運営主体が都道府県とされ、運営については、民法第34条の規定により設立された法人・社会福祉法人に委託することができることとされている。	b		平成16年4月を以て児童館の運営主体については、一定要件のもとにNPO法人の児童館経営への参入を可能にする方向で検討する。		5017	5017010	宮城県	1	NPO法人の児童館経営への参入	・現在、都道府県が設置する大型児童館の設置運営は、平成2年の厚生事務次官通知により都道府県が主体となることを原則とし、例外的に民法法人及び社会福祉法人への経営委託を認めている。本通知を改正し、NPO法人の児童館経営への参入を可能にするよう要望する。	・本県において、児童健全育成に関わる団体が連携してNPO法人を結成した。そこでこれら団体のこれまでの活動成果を今後の児童館経営に生かしていきたい。	・本県においては、児童健全育成に長く関わり様々なノウハウをもったNPO法人が存在し、児童館を拠点とする活動の展開に意欲を示しており、県としても、このNPO法人のノウハウを活用し施設の活性化を図りたい。 しかし、次官通知により大型児童館の経営は民法法人及び社会福祉法人以外には委託できない。規制を緩和し、NPO法人の経営参入を認めることにより児童館を核とする児童健全育成事業の一層の推進が可能となる。	・児童館の設置運営（平成2年8月7日 厚生省発第123号 厚生事務次官通知） 第4大型児童館1A型児童館（2）設置及び運営の主体 設置及び運営の主体は、都道府県とする。ただし、経営については民法法人及び社会福祉法人に委託することができるものであること。	厚生労働省		
z0900280	障害児の地域生活を支えるための訪問看護サービス利用の拡大	健康保険法（大正11年法律第70号）第63条、第88条第1項	・医療保険における訪問看護制度については、在宅療養の推進を図る観点から、健康保険法第88条第1項の規定により「疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者」であって、主治医が訪問看護の必要性を認めさせた者を対象としており、保育所、幼稚園等における医療的ケアは対象とならない。	c, f		・在宅療養は、本来通院困難な者について行うものであることから居宅を条件としているものであり、保育所や幼稚園等に通所、通院している障害児は通院困難とは言えないことから、訪問看護制度の対象とはならない。		5017	5017020	宮城県	2	障害児の地域生活を支えるための訪問看護サービス利用の拡大	訪問看護制度の利用条件を現行の「居宅」から「保育所、幼稚園等」まで拡大し、医療ケアが必要な障害児に対して、保護者に代わり訪問看護ステーションの訪問看護サービスを利用することで、保護者の介護負担の軽減を図る。	保育所、幼稚園等に通っている導尿、経管栄養等の医療行為が必要となる障害児に対して、保護者に代わり訪問看護ステーションの訪問看護サービスを利用することで、保護者の介護負担の軽減を図る。	二分脊椎症の子どもたちや経管栄養管理下にある子どもたちの保護者は、保育所や幼稚園などに定時に通って導尿やカテーテル管理をすることが求められている。そのため、訪問看護サービスの利用により保護者の介護負担の軽減を図りたいがサービス利用条件が居宅に限るという制度規制があるため、この規制の緩和を要望するもの。	指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12.3.3省令）	厚生労働省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）							（要望事項欄）												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
z0900300	厚生年金基金の代行部分における免除保険料率の規制の撤廃等	厚生年金保険法（H6改正法）附則第35条 厚生年金基金令第36条の4 厚生年金基金規則第32条の1 厚生年金基金令附則第4条 厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金の相当額の算出方法に関する特例（厚生労働省告示）ほか	厚生年金基金の免除保険料率や最低責任準備金といった代行部分の仕組みについては、平成12年改正時に、厚生年金本体保険料率の凍結を受けて、凍結中。	b, f		厚生年金基金の代行部分に係る凍結の解除に関し、次期年金改正における課題のひとつとして検討中。なお、これらは、公的年金の財政に影響を与えるものである。		5035	5035060	(社)信託協会	6	厚生年金基金の代行部分における免除保険料率の規制の撤廃等		・厚生年金基金の代行部分について、免除保険料率（代行することにより免除される厚生年金の保険料率）について上下限が設けられている。加えて、免除保険料率を算定する際の予定利率は5.5%とされており、また予定利率の引下げや死亡率の改善が行われた場合には、代行部分の給付債務の間に、受給者等を含め過去の期間に遡って積立不足が生じることになるが、免除保険料率による不足分は含まれておらず、厚生年金基金に追加負担が生じる。最低責任準備金については、平成11年10月から凍結措置が取られている。	・厚生年金基金の解散等の主たる原因となる基金財政の悪化に歯止めをかけることで、公的年金を補完する企業年金の中核としての厚生年金基金の普及・拡充に寄与。	・厚生年金被保険者における、厚生年金基金加入員とそれ以外の者の負担の公平化を図るため。	厚生年金保険法附則第35条、厚生年金基金規則第32条の11、厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（厚生労働省告示）ほか	厚生労働省	（「具体的規制改革要望内容」より続く） ・免除保険料率について上下限が設けられているが、厚生年金基金毎に個別に設定できるよう、当該制限を撤廃していただきたい。 ・厚生年金基金の代行部分について5.5%とされている予定利率を厚生年金本体の想定運用利回りを加味した利率とするなどにしていただきたい。また、予定利率・死亡率の変更等による財政上の影響は、免除保険料率に反映いただきたい。最低責任準備金について凍結措置を解除願いたい。なお、凍結解除時には凍結期間中に生じた不足分に相当する部分は免除保険料率で手当ていただきたい。
z0900310	確定給付企業年金・厚生年金基金における制度設計・財政運営の自由度向上	確定給付企業年金法等	キャッシュバランスプランについては、年金給付の下限、指標ともに既に弾力化。 適格退職年金から新DBに移行する場合には、既加入者等については、給付設計について一定の経過措置が設けられている。 厚生年金基金から新DBに事業所が異動した際に権利義務が移転承継できる仕組みにはなっていない。 給付減額の際には、減額対象者（加入者や受給者）の3分の2以上の同意等が必要。 財政運営の基準については、厚生年金基金と新DBはほぼ共通。	b, c, d		キャッシュバランスプラン等給付設計や財政基準等については、既に、一定の経過措置を設けたり、弾力化を行ったりしている。 （ ） 厚生年金基金から新DBへの権利義務の移転承継など、ポータビリティに関わる問題については、次期年金改正における課題のひとつとして検討中（ ） 給付減額の手続きについては、加入者や受給者の受給権保護等を考えると、措置困難。（ ）		5035	5035070	(社)信託協会	7	確定給付企業年金・厚生年金基金における制度設計・財政運営の自由度向上		・キャッシュバランスプランが認められるようになったが、年金給付額に下限がある、選択できる再評価指標が限定されるといった制約があるなど、更なる改善余地がある。新DBでは、適格退職年金や退職一時金において可能な加入資格、給付設計等の要件をそのまま適用することができないことから、円滑な移行に支障をきたす可能性がある。制度間の権利義務の移転承継について、厚生年金基金から新DBに事業所単位の移転承継が認められない等、選択肢が限られており多様な企業再編・事業再構築に対応できないケースがある。給付減額の手続きは、解散手続きよりも厳しい側面があるため、制度の存続に支障をきたす可能性がある。財政運営の基準について、採用する制度によって異なる扱い、または代行返上といった制度再構築時の積立比率の悪化に柔軟な対応ができないことから、制度の見直しに支障をきたす可能性がある。	顧客ニーズに合わせた柔軟な制度要件（制度設計上、財政運営上）により制度間の円滑な移行を促進し、均衡ある各企業年金制度の普及・拡充を促進。	厚生年金基金及び確定給付企業年金の制度設計において認められているキャッシュバランスプランは、運用リスクの年金財政への影響軽減が可能となるなど有意義な方式である。確定給付型の企業年金の一層の普及・充実のため、更なる選択肢の拡充を求める。個別企業における退職給付制度の実情に応じた柔軟な制度設計を可能とすることにより、適格退職年金や退職一時金など他の退職給付制度からの移行促進が見込まれ、普及・拡充に寄与するものと考えられることから弾力化を求めるもの。企業再編・事業再構築などが進展する中、環境変化に対応しつつ、企業年金制度を充実させていく観点や制度加入者の利便性を向上させる観点から、ポータビリティを充実させるべく、権利義務の移転承継の適用範囲の拡大を求めるもの。給付減額を行って存続するという選択肢が過度に狭められないよう、解散における手続きの比較等から、緩和を求めるもの。企業年金制度は長期に亘って継続されることに鑑み、環境変動による制度運営負担を軽減する観点から、財政検証等の財政運営の基準を環境に応じて柔軟に適用することを求めるもの。	確定給付企業年金法、厚生年金保険法、関連政省令・通知	厚生労働省	（「具体的規制改革要望内容」欄より続く） ・確定給付企業年金及び厚生年金基金といった確定給付型の企業年金制度の普及促進の観点から、下記のように、制度面等の規制を緩和していただきたい。キャッシュバランスプランについて、給付額に下限を設けない制度の導入、下限を設ける場合の運用の弾力化、再評価指標の拡大など、選択肢を拡充していただきたい。 適格退職年金や退職一時金などの退職給付制度で実施されている設計が導入可能となるよう、制度設計の基準を弾力化していただきたい。 制度間の権利義務の移転承継について、厚生年金基金から確定給付企業年金への承継などの場合へ適用範囲を拡大していただきたい。 給付減額について、加入者・受給者等の同意手続き、あるいは、受給者等への一時金支給といった要件を、緩和していただきたい。 財政運営の基準について、制度や事態に応じた平仄のある適用に配慮いただき、環境に応じた対応が可能となるよう弾力化していただきたい。
z0900320	適格退職年金から確定給付企業年金への移行における現物移管の適用拡大	確定給付企業年金法第56条第2項、確定給付企業年金法施行令第36条、確定給付企業年金法施行規則第39条、法人税法施行令附則第16条第1項第9号	適格退職年金契約を解約した場合は、その積立金は、労働者の責任準備金割合等に応じ、労働者本人に分配しなければならない。しかしながら、直ちに確定給付企業年金の掛金として払い込む場合等一定の場合に、事業主に返還することができ、給付企業年金制度においては、通常、過去勤務掛金を複数年分割で償却することとなるが、適格退職年金の分配金相当額を過去勤務掛金に充てるときは、一括で払い込むことができる。	c, d, f		適格退職年金から確定給付企業年金への移行には、権利義務承継による移行を行う方法と、適格退職年金契約を解約した際の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する方法がある。事業主は前者の方法と後者の方法のどちらを選択することも出来る。前者の場合、包括的に権利義務承継を行うこととなり、現金化は必要とされないが、後者の場合、移行についても、契約の解約と確定給付企業年金の実施に直接の関係はなく、通常の契約の解約ルールに従って、現金化した上で、労働者個人ごとの分配金相当額を確定することが必要であり、現行の取扱いを変更することは困難。なお、適格退職年金契約の解約については、税制上の適格要件に関するものである。		5035	5035080	(社)信託協会	8	適格退職年金から確定給付企業年金への移行における現物移管の適用拡大		・適格退職年金（適年）から確定給付企業年金（DB）への移行のうち、確定給付企業年金法施行規則第13条に定める方法（適年解除 PSL 充当）による移行を行う場合において、現物移管を可能としたい。	適年から他制度への円滑な移管を促進。 事業主の取引コスト負担を圧縮。	適年は平成24年までに制度廃止となり、DB等の他制度へ移行することが求められている。適年からDBへの移行については、権利義務承継（確定給付企業年金法附則第25条）による移行を行う場合は現物移管による移行が可能であり、実施企業等の負担軽減に寄与しているが、適年解除時の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する場合は現物移管が認められていない。これが認められれば、制度移行時のコスト削減や市場への影響軽減に寄与するとともに、円滑な移行が行えると考えられることから、要望するもの。	確定給付企業年金法施行規則第13条、法人税法施行令附則第16条ほか	厚生労働省	
z0900330	船員保険の被保険者資格の見直し	船員保険法第17条、第18条、第19条 船員法第1条（通達） 外国法人等に派遣される日本人船員の認定について	・船員保険の被保険者は、船員保険法第17条に基づき、船員法第1条に規定する船員とされていることから、原則として日本船舶に乗組む者が、船員保険の被保険者となる。しかしながら、通達により、やむを得ない事由により一時的に日本船舶を所有できなくなった船舶所有者に雇用されている者であって、一定の条件を満たした者については、地方運輸局長等の認定により、最長2年半の間、特例的に船員法上の船員とし、船員保険の被保険者として取り扱われているところである。	b		・次期通常国会に船員派遣事業の制度化等についての法律案を提出すべく検討を進めているところであり、当該要望についてもその中で併せて実現に向けて検討されると承知している。（当該検討の結果により船員保険の被保険者となる。） ・なお、実施時期は、船員派遣事業の制度化等に合わせ平成17年度を予定していると承知している。		5036	5036040	(社)日本船主協会	4	船員保険の被保険者資格の見直し		国土交通省「船員職業紹介等研究会」が取りまとめた「船員労働供給事業及び船員職業紹介事業に係る規制改革のあり方に関する報告（2002年7月15日）」に於いて、常用雇用型船員派遣事業の制度化の方向と、これに伴い、現在禁止されている民間による船員労働供給事業に該当しない形態の整理が必要であるとして、船舶管理契約による管理船舶への配属は労働供給事業には該当しないとの見解が出された以上、船員法上の船員の範囲について、上記見解に沿って明確化し、船舶管理契約による管理船舶に配属する船員等について、外国籍船に雇入れられる場合も含め船員保険の被保険者資格を付与する措置を実現する。	具体的事業なし	・船員保険の被保険者は、船員保険法第17条に基づき、船員法第1条に規定する船員と規定されていることから、日本籍船を所有または雇用することが出来なくなった船舶所有者は、船員法に規定する船舶所有者でないとの解釈により、この事業者が雇用する船員は、原則として船員法に規定する船員ではなくなるため、船員保険の被保険者資格を失うこととなる。 なお、平成8年の運輸省通達により、やむを得ない事由により一時的に日本船舶を所有できなくなった船舶所有者に雇用されている者であって、一定の条件を満たした者については、地方運輸局長等の認定により、最長2年半の間、特例的に船員法上の船員として、取り扱われることとされているが充分ではない。	・船員法第1条、船員保険法第17、18、19条	国土交通省 厚生労働省	添付資料「船員労働供給事業及び船員職業紹介事業に係る規制改革のあり方に関する報告（2002年7月15日）」

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		事項番号	事項番号							
z0900340	『人材派遣業』への電気工作物保安業務の追加	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項	港湾運送業務、建設業務、警備業務及び病院等において行われる医療関連業務以外の業務については、労働者派遣事業を行うことができる。	d	-	労働者派遣事業制度においては、左記の業務に該当しない限り、御指摘の電気工作物保安業務について、労働者派遣事業を禁止していない。		5040	5040030	㈱シーテック	3		『人材派遣業』への電気工作物保安業務の追加	電気工作物の保安管理業務について、指定された有資格者の『人材派遣』により対応する。	一般的な事業場における電気主任技術者業務は、保安業務に対する専門性は少ない。また有資格者の確保が難しいケースがある。これより、保安業務の『人材派遣業』への委託による業務合理化ニーズは強い。	労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律施行令第1-4条 (政令で定める業務)	厚生労働省 経済産業省		
z0900350	障害者の雇用率算定方法の見直し	障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) 第11条 (H15.10.1より第38条)	障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) に基づく障害者雇用率制度においては、事業主に対して一定割合の身体障害者及び知的障害者を雇用することを義務づけている。	c		社会連帯の理念に基づきすべての事業主がそれぞれ一定の障害者を雇用する共同の責任を有しているという制度の基本的な考え方から見て、外部委託先の事業者が障害者を雇用していたとしても、それをもって委託元の雇用義務の軽減を認めることは適当ではない。また、全国すべての事業主に対して一定の障害者を雇用する義務を課している制度の基本的な仕組みから見て、一部の地域における事業主についてはその義務を軽減することは適当ではないことから、特区において対応することも困難である。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) なお、地方公共団体における雇用率制度の適用については原則、任命権者を単位としているところ、実態に応じた柔軟な取扱いが可能となるよう、一定の要件の下で任命権者の枠を超えて障害者雇用率制度を適用することができるよう、平成14年度に法改正を行ったところである。	5043	5043010	鹿児島県国分市	1		障害者の雇用率についての全国規制改革要望について	「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、障害者の雇用率の算定の対象とならない事業所等に、地方公共団体が業務の外部委託をし、委託した業務に障害者である者が携わっていた場合、その者が、委託元 (地方公共団体) の障害者の雇用率の算定の対象となるように要望します。	職員の採用については、受験機会の公平化を図るため、筆記試験及び口述試験による競争試験で採用候補者の選択をしており、特に、障害者のみを対象にした採用試験はしていません。さらに、地方の小規模な都市であり、職員の採用数もかぎられているため、障害者の雇用率を上げることが困難な状況にあります。また、行政のスリム化を図るため、業務の外部委託化も視野に入ると、新規に採用される職員数も大幅な伸びは見込めず、障害者の雇用率についても、同様な傾向になると考えられます。このような理由から、今回、「障害者の雇用率について」の規制改革を要望するものです。	・障害者の雇用の促進等に関する法律 第11条、第14条 ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条 ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 第7条	厚生労働省		
z0900360	民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	民生委員法 第6条	民生委員法第6条において民生委員を推薦するに当たっては、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法の児童委員としても、適当である者」から推薦することとされている。また、市町村の議会の議員の選挙権の要件は、公職選挙法第9条第2項に規定されており、外国籍の者は該当しないものとなっている。	c		民生委員・児童委員 (民生委員は、民生委員法に定められており、同時に児童委員は、児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっている。) は特別職の地方公務員であり、地方公務員の国籍要件については、「公権力の行使を行う公務員となるためには日本国籍を必要とする」こととされている。民生委員・児童委員については、児童委員として児童虐待等の立入調査権に基づく公権力の行使を行うことなどから、民生委員法の規定にかかわらず、日本国籍を必要とする。		5045	5045010	神奈川県	1		民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	民生委員推薦に係る国籍条項については、民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうちから行うものと民生委員法第6条に規定されており、定住外国人は推薦することが出来ない状況にある。定住外国人であっても、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に活動する熱意のある定住外国人であっても、選挙権を有しないがために民生委員に推薦することができない状況になっている。しかしながら、地域住民から民生委員として囑望される者が、定住外国人である事例も見受けられることから、地域の実情に応じて、定住外国人を民生委員として推薦できるよう、国籍条項の撤廃等の措置を要望する。	民生委員法 第6条	厚生労働省	・ 民生委員法 ・ 平成15年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望 ・ 全国主要都道府県民生主管部 (局) 長連絡協議会平成14年度要望書		
z0900370	建築物における衛生的環境の確保に関する事業登録基準における機械器具の基準の撤廃	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 12条の2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第1号、第26条の2第1号、第27条第1号、第28条第1号、第28条の2第1号、第29条第1号、第30条第1号	建築物衛生法の登録制度は、建築物の衛生水準を確保するため、実際に建築物衛生関係の業務を行う事業者につき、衛生管理上、一定の基準をクリアしていることを都道府県において公的に確認する制度である。登録基準としては、事業に必要な機械・器具の有無 (物的要件) や事業に従事する者に係る一定の資格の有無 (人的要件) 等が設けられている。	c	I	登録基準の一つである物的要件は、それぞれの業種ごとに、その営業の実態、技術水準等を考慮しつつ、業務を実施する上での必要性が高く、かつ、合理的で無理のないものを設定していると認識しており、個々の業者については、衛生管理上の一定基準をクリアしていることを公的に確認するためには、登録制度上必要不可欠な要件と考えている。なお、この登録制度は、いわゆる名称独占制度であり、業務の執行に当たって、登録が強制されているものではない。		5050	5050030	富山県	3		建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録申請に際して、物的要件として省令で定められている機械器具の基準を撤廃する。	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録申請に際して、物的要件として省令で定められている機械器具の基準を撤廃する。	省令で規定されている機械器具については、必ずしも全てを保有しなくても事業の実施が可能である。一方、規定されている機械器具だけを保有していても業務ができない場合もある。このため、業務を行うためにどのような器具機械を保有するかは事業者の自主性に委ねるべきである。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条、第26条、第26条の2、第27条、第28条、第28条の2、第29条、第30条	厚生労働省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0900380	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	労働安全衛生法第45条、労働安全衛生規則第151条の21及び第151条の24	労働安全衛生法令においては、一定の危険又は有害な業務に関わる機械等について、定期に自主検査を行うことが義務づけられている。 このうち、特に検査が技術的に難しく、また一度事故が発生すると重篤な災害をもたらすおそれのある機械等については、特定自主検査として、必要な研修を受けた労働者自ら又は検査業者が検査を行うこととされている。フォークリフトについては、一ヶ月ごとに一回、定期に自主検査を行うとともに、一年ごとに一回、定期に特定自主検査を行うことが義務付けられている。 また、これら自主検査の適正かつ有効な実施を図るため、当該検査の項目、方法、判定基準を定めた自主検査指針が公示されている。	C		フォークリフトについては、重量物の積み卸し、横移動等の荷役作業が頻繁に繰り返されるため、制動装置及び走行装置等を含めて適度な使用状況にあること、年次の検査では、制動装置、油圧装置等に重大な不良箇所が発見されることが多く、検査実施車両のほとんどで部品交換等の修理を必要としていることから、当該機械による労働災害を防止するためには、1年ごとに詳細な検査(専門的知識・技能を有する検査者による分解検査)を行う必要がある。 なお、作業開始前の検査や月次の検査は外観検査を基本としており、専門の検査機器を必要とせず、また、検査者に対し専門的な知識を要件としているものではない。		5057	5057110	(社)全日本トラック協会	11	フォークリフトの特定自主検査期間の延長		フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間 1年に1回	トラック運送事業者によるフォークリフトの安全管理は、日々の作業前点検及び毎月の定期自主点検等によって適正に処理されている。加えて、コスト負担が莫大であり、フォークリフトの特定自主点検期間については、道路運送車両法、施行規則自動車検査証の有効期間と同様に2年にしていたいただきたい。	厚生労働省 労働安全衛生法第45条、労働安全衛生規則第151条の21	厚生労働省	
z0900390	障害者雇用に係る「除外率」の見直し	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第14条(H15.10.1より第43条)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第6条	障害者の雇用については、全ての事業主が一定割合の身体障害者又は知的障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務を負うべきところ、障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種については除外率を設定し、事業主が雇用しなければならない法定雇用障害者数を算定する際の基礎となる常用雇用労働者の計算に当該労働者を控除することにより、障害者雇用を促進している。また、障害者雇用納付金制度においては、障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る目的で雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金等を支給しているが、現在、この納付金の算定に当たり、暫定的に除外率を適用しているところである。	C		現行の除外率制度は、昭和51年の障害者雇用の義務化及び納付金制度の創設に際し、当時、身体障害者が就業することが困難と考えられた職種(除外労働者)に相当する者が、民間事業者にとり得るかを調査して設定されたものであり、「道路貨物運送業」と「道路旅客運送業」との違いもこの調査に基づくものである。この除外率制度については、ノーマライゼーションの理念から見て問題があること、職場環境の整備等が進んでいる実態と合わなくなっていること等から、平成14年5月に公布された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第35号)」により廃止に向けて段階的に縮小することとされ、平成16年4月1日よりその第1段階として全業種一律10%ずつ引き下げることとされていることから、「除外率」の引上げは困難である。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く)	5057	5057120	(社)全日本トラック協会	12	障害者雇用に係る「除外率」の見直し		障害者雇用に係る「除外率」の引上げ	道路貨物運送業の障害者雇用除外率 4.0%(道路旅客運送業の障害者雇用除外率 7.5%)	トラック運送事業者の約8割は現場作業員であり、貨物の積み込み、種別等労働負担が多い。そのような中で、障害者を雇用するに適切な職場が極めて少なく、障害者雇用に係る除外率を少なくもバス・タクシーと同程度にしたい。	厚生労働省 障害者の雇用の促進に関する法律 第14条	厚生労働省	
z0900400	フレックスタイム制における1ヶ月の法定労働時間の算定方法の見直し	労働基準法第32条の3、昭和63年1月1日基発第1号、平成11年3月31日基発第168号、平成9年3月31日基発第228号	フレックスタイム制における法定労働時間の総枠は「週の法定労働時間×清算期間における暦日数÷7」とされるが、清算期間を1か月とする労使協定の締結、毎週必ず2日以上休日を与え、当該清算期間の29日目を起算日とする1週間(特定期間)における労働日ごとの実労働時間の和が40時間を超えないこと、清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむね一定であること、の要件を満たす場合、労働基準法第32条の3に規定する「清算期間として定められた期間を平均」した1週間当たりの労働時間については、「(清算期間における最初の4週間+特定期間における労働時間)÷5」として差し支えないこととしている。	C		変形労働時間制はその対象期間の労働日ごとの労働時間が特定される制度であるのに対し、フレックスタイム制は労働日ごとの労働時間は労働者の始業時刻及び終業時刻の決定により変動する制度である。 実質的に1年単位の変形労働時間制が実現されており、かつ、清算期間を1か月とするフレックスタイム制を導入している場合であっても、清算期間における曜日ごとの労働日ごとの労働時間の和が40時間を超えないこととなる場合がある。そのうち、1か月のうち4週間を超える端数部分を含めると週40時間以下となっている。従って、提出意見のような取扱いを行うことは、1か月以内の清算期間を基礎にフレックスタイム制の導入を認めた法の趣旨に反するため、不可能である。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く)	5073	5073050	(社)日本自動車工業会	5	フレックスタイム制における1ヶ月の法定労働時間		所定労働時間を基礎として時間外労働の認定を行う考え方に基づき、通達「平成9年3月31日基発228号」の4つの要件を緩和し、年間で見ても40時間制を満たしていれば、法定労働時間の総枠の考え方、「1日の所定労働時間(8時間)×清算期間の所定労働日数」とすることを認めるよう要望する。	1ヶ月のフレックスタイム制度においては、清算期間における法定労働時間の総枠は「40時間×清算期間の暦日数÷7」により計算するものとされており、完全週休2日制で労働する場合でも、暦日数や休日数に差異があることにより、計算上法定労働時間の総枠を超えることがある。 しかし、完全週休2日制を実施し、特定期間の実際の労働時間の和が週法定時間(40時間)を超えないなどの要件を満たす場合は、時間外労働として扱わなくても差し支えないと通達されている。(平成9年3月31日基発228号)	労働基準法第32条の3 労働基準法施行規則第12条の3 平成9年3月31日基発第228号	厚生労働省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
z0900410	技能検定の受験資格要件の緩和	職業能力開発促進法第45条 職業能力開発促進法施行規則第64条から第64条の7	技能検定を受検できる者として、準則訓練を修了した者、一定の期間の実務経験を有する者、これらに準ずる者を法令により規定しているところである。	a		近年の技術の進展に伴い、技能の質、内容に変化が生じていること、一定の技能を習得するまでの期間が全体的に短縮傾向にあること等を踏まえ、受験資格について実務経験年数を短縮することを検討しており、遅くとも平成16年度中に措置することとする。		5076	5076010	愛知県	1	技能検定の受験資格の要件を緩和し、技能検定制度の普及を図る。	技能検定を受検するに当たっては受験資格が定められており、等級ごとに実務経験、職業訓練の終了等の条件が定められている。可能な職種について、必要とする実務経験年数の短縮を図っていただきたい。		技能検定は、いわゆる「資格」ではなく、労働者の持っている技能がどの程度のものかの評価を受けるための制度であり、その受験については評価を受けたいと希望する労働者に広く門戸が開かれる必要がある。安全確保等の観点から全職種の職務経験を撤廃するのは困難であるが、一定の職種(陶磁器製造(給付け作業)、竹工芸、フラワー装飾等)については、実務経験を不要とし、年数の短縮を図ることは可能と思われる。規制を緩和することにより優れた技能者がより早い時期に技能検定を受検することができる。	職業能力開発促進法第45条 職業能力開発促進法施行規則第64条から第64条の6	厚生労働省	平成14年度第9回総合規制改革会議(平成14年10月22日)に全国知事会から規制改革に関する意見・要望として提出	
z0900420	生活保護における住宅扶助規定の見直し	生活保護法第10条	生活保護の適用は世帯を単位として行うことが原則とされており、この場合の「世帯」とは基本的に同一の住居かどうか、及び生計が同一かどうかにより判断することとしている。	d	-	御要望の趣旨は、他人である4人を一軒家の中の個室にそれぞれ入居させて、別世帯として生活保護を適用することが可能となるようにすべきで、そのために、生活保護法の「世帯単位の原則」を改正すべきということだと思われる。しかしながら、生活保護法の「世帯単位の原則」にいう「世帯」とは、基本的に同一の住居かどうか、及び生計が同一かどうかにより判断するものである。したがって、御要望の件については、他人である4人それぞれの生計が別であれば、現在の生活保護法の「世帯単位の原則」を前提としても、4人を別世帯として生活保護を適用することは可能である。		5085	5085010	(財)成研会	1	役所独自の福祉行政を国民視点に変換する。担当係施設を要望	調整する部署が無い為に閉塞国家となっている現状を打破出来る方法を要望する。内閣府の民主党も8-11対策に暖かい手をと法律も作られた。都、道、府、県の福祉部、別添の資料のごときは、弁護士の見解も取り入れる事もなく市の福祉部の決定をくつがえすものは何もない。その為私の属する大阪府下の精神科救急収容率第一位の汐の宮温泉病院の障害者は専門的ケアを受ける機会を阻害されている現状である。	共同住宅での居宅保護について、生活保護に於ける住宅扶助は困難の最低限度の生活を維持することが出来ない者に対し、「住居」を保障するとされているのでこれを実施する為大阪府福祉部社会福祉課に相談に伺った。(別紙)返事は、大阪府としては、公文書の発行はもちろんご説明も出来ません。富田林市よりお叱りを受ける事にもなりますのでご了承下さい。との事(別紙)又、貴院の建設目的は、何ですか。営利目的ですか。と言われ、その返事を聞き大阪府民生児童委員として非常に残念で悲しく返す言葉がありませんでした。		厚生労働省	別紙 大阪府健康福祉部への質問と要望 別紙 健康福祉部よりの回答 別紙 弁護士の見解		
z0900430	指定訪問介護事業者の指定要件の介護福祉士(常勤)の設置緩和	(1)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第5条第2項、第40条第2項 (2)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年9月17日老令第25号)	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の職員から選任するものとされている。イ 介護福祉士1級課程の研修を修了した者 ロ 訪問介護員1級課程の研修を修了した者 ハ 訪問介護員2級課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものである。基準該当訪問介護事業者は、基準該当事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。	d	-	指定訪問介護事業者のサービス提供責任者については、イ 介護福祉士1級課程の研修を修了した者 ロ 訪問介護員1級課程の研修を修了した者 ハ 訪問介護員2級課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものである。したがって、現行制度下で対応可能である。		5087	5087010	誠道地区社会福祉協議会	1	指定居宅サービス事業者の指定要件の介護福祉士(常勤)の設置緩和	無償のボランティアで地域福祉(在宅介護)を実施しているが、十分な介護サービスができないので、指定居宅サービス事業者の指定を受け、有償で地域福祉を実施したい。しかし、地域にはホームヘルパーはいるが介護福祉士は少なく、地域の高齢者を地域の住民で十分なお世話ができません。施設職員の協力があれば、地域でも少し支援できれば施設介護のお世話にならずにすみ、介護経費も安く、地域のボランティアのいきいきと雇用の創出になる。	地域福祉の実践者は法人格のない区社会福祉協議会(小学校単位で設置)であり、地域で世話する番もされる方も熟知の関係で、一番安心してはいる。ボランティアも今までは無償でも積極的に協力していたが今後はある程度有償でなければ継続することが困難である。そこで指定居宅サービス事業者の指定を受けたいと計画している。小学校区内の限定した範囲での在宅介護(入浴・買い物・身の回りの世話・安否確認・掃除・草刈・散歩の付き添い等)を介護保険適用で実施したい。	介護保険法第70条 第1項同第79条第1項 同第86条第1項 同第94第1項 同第107条第1項	厚生労働省	今後高齢者の活用は年金の面と医療の面で重大な課題と考える。その意味でも地域福祉で高齢者の活用は緊急の課題であり、この事業が全国展開すれば、まさに日本が大変革する第一歩と自負している。		
z0900440	グループホームの設置基準の緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第15条第2項	痴呆性高齢者グループホームの共同生活住居(以下、「ユニット」という。)の入居定員は、5人以上9人以下としている。	c		痴呆性高齢者グループホームとは、痴呆性高齢者が共同生活を送る中で、一人一人の潜在能力を活かしつつ生活を送ることができるよう支援を行うサービス類型である。痴呆性高齢者に対するケアについては、介護職員はコミュニケーション能力を高めとする高い介護技術が求められ、また、常に入居者のそばにいて、痴呆の症状に対応した個別のケアを行うとともに、入居者が家庭的な雰囲気の下、社会的関係を築くことができるよう支援を行わなければならない。更に、夜間においても、徘徊や排せつに対する対応など、必要なケアを行うことができる職員を体制を整えておかなければならない。「3建でユニットにし、食事は朝・夕は家で、昼はセンターが担当にする。当直はどの家かに泊まり、緊急の時は電話で対応することにする。」といった提案は、こうしたグループホームの性格と相容れないものである。(以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) なお、ユニットの規模は入居者の死亡や退去があった場合にも、グループとしての継続性(入居者がなじみの人間関係を保ちながら、共同生活を送ること。)を保ちながら生活できる程度のものである。必要があり、3ユニットの規模を「3人以上」とすることは、不適当である。	5087	5087020	誠道地区社会福祉協議会	2	グループホームの入所定員緩和	現在の定員は9人であり、専用の施設を作るか大きな家が必要である。しかし、街中の便利なところでは該当する施設はない。定員を4・5人に緩和すれば、空き家になっている普通の家でも少し改良すれば利用できる。事業者にとっても利用者にとっても得であり、国の経費も少なくなる。夜間の勤務があれば、本人も家賃が不要かつ仲間もでき心強い。3人以上とし、3建でユニットにし、食事は朝・夕は家で、昼はセンターが担当にする。当直はどの家かに泊まり、緊急の時は電話で対応することにする。	現在は住宅地から離れたところに立派な施設が建っている。高齢者が住むホテルのようで居る場所が悪い。できれば今まで住んでいた家のような雰囲気のところで暮らしたいと思っている。そのためは、部屋も5・6室ある普通の家が適当である。そうすれば、空き家で適当なところがあ、家庭的な雰囲気でも老後を送ることができ、生まれ育った地域で顔なじみと暮らせ、ストレスも無く、都会の子どものように安心して暮らすこともできる。また、空き家も管理してもらえ、家賃も安く老後を送れるものと思う。	法人格のない地区社会福祉協議会が地域のお世話をしており、できればグループホームも運営したいと希望している。現状のような施設では不可能であり、財政的にも困難である。しかし入所定員が3人くらいであれば世話することも容易であるし、家も用意可能である。自分の家から150メートルの範囲内で集団生活ができる。昼間自分の家に帰ってゆっくりもできる。また、世話するボランティアも自分のライフスタイルに合わせて、働き過ぎ年金の補充ができ、楽しく老後を送れるものと思う。	介護保険法	厚生労働省	出来るだけ家庭介護を重点にし、施設介護は最後の選択にすべきであります。現在は、なんでも施設に入所させている。現状のような施設では最後の最後まで在宅・地域介護に主力を置き、国の個人の負担を軽減し、無駄な経費を削減し、同等のサービスを維持する必要がある。そのためは若者に負担をかせず、60歳から70歳までの者が71歳以上の高齢者を世話する社会に大改革しなければ、日本の高齢化少子化社会を乗り切ることが出来ない、高齢者を元気にし、活用する政策が最も大切である。	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		要望管理番号	要望管理番号							
z0900450	痴呆高齢者グループホームへの介護保険等の住所地特例の適用	国民健康保険法第116条	・住所地特例制度は、法に規定する施設について、市町村を超えて転入する場合において、転出後においても転入前の市町村を保険者とする制度である。	c	I	GHについては、施設ではなく、少数人数で共同生活を営む住居であり、GH所在市町村が費用負担を行うことが基本であると考えている。 介護保険制度における住所地特例制度については、 ・介護保険施設は一定の広域的な利用が想定されており、施設所在地に介護者が集中するため、施設のある市町村の介護保険財政に影響を及ぼすことへの配慮 ・旧措置時代には、特別養護老人ホームに入所させるのは市町村の権限であり、決定者である措置市町村が費用負担する仕組みとなっていたため、施設の所在地にかかわらず費用負担していたという経緯などを踏まえ、施設入所者についての特例として入所前に住所があった市町村が費用負担する仕組みとして設けられたものである。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) また、地域住民の相互扶助により成り立つ国民健康保険においても、原則、住所地主義を採用しているが、特別養護老人ホームや病院等の施設が集中する市町村においては、その国民健康保険財政が圧迫されることから、これらの施設に入所している者については、住所地特例の対象としている。 いずれにしても、住所地特例制度そのもののあり方については、上記のような経緯も踏まえ、介護保険制度施行後5年の見直しの議論の中で検討すべき問題であると考えている。	5089	5089010	千葉県	1	痴呆高齢者グループホームに介護保険等の住所地特例を適用	千葉県では、誰もが住み慣れた地域で生活できるよう痴呆性高齢者グループホーム(以下「GH」という。)の設置促進を図っている。 そこで、GHの設置促進のためGHに介護保険施設と同様の住所地特例を適用すること。	GHに介護保険施設と同様の住所地特例を適用する。 このことにより、GH施設の所在する市町村の財政負担が加重とならなくなり、GHの整備が促進される。	本件は、2次提案事項で、「全国的な視点で議論されるべき」との回答であった。 しかし、GHは、地域生活を送るための居宅介護ではあるものの、現状のGH不足をまず解消することが急務である。このGHは、全国的にも需要が高いため、入居者の半数以上がGH設置市町村以外からの利用者となっている施設も少なくないのが現状である。そこで、GHの整備促進を図る上で、他地域の入居者が施設所在の市町村の負担増とならないよう配慮する必要がある。	介護保険法第13条 国民健康保険法第116条の2	厚生労働省	[添付資料] ・「健康福祉千葉県(拡充版)」に係る規制緩和の提案内容(全国実施)	
z0900460	国民健康保険税(料)賦課に係る連帯納税義務の特例の導入	国民健康保険法第76条	・国民健康保険の保険料(税)の納付(税)義務者は世帯主としている。	c	I	・世帯主は、主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者であると解されている。御要望の世帯主以外の被保険者にまで納付(税)義務を負わせることは、生計を維持する能力のない者にまで納付(税)義務を負わせることとなるから適当ではない。なお、世帯主以外の者が生計を維持していると認められる場合には、世帯主変更の勧奨を促すべきものと考えている。		5090	5090030	千葉県野田市	3	国民健康保険税(料)賦課に係る連帯納税義務の特例	国民健康保険税(料)の算定にあたっては、被保険者である世帯員の所得、資産も算定の基礎に加えられ、納税(付)義務者は、世帯主のみとなっている。国民健康保険税(料)の納税(付)義務に連帯納税(付)義務を導入し、被保険者である世帯員の内、一定の者(例えば、18歳以上の被保険者)に連帯納税義務を負わせる措置を講ずることにより、適切な徴収が行えるようになる。	現行の国民健康保険税(料)は、世帯主課税となっているため、被保険者たる世帯員が所得等を有する場合でも、その者に対する滞納処分を行うことができないことから、滞納の増大の要因の一つとなっている。このため、介護保険制度のような連帯納税(付)義務を導入することにより、給付と納税(付)の適正化が図られ、滞納解消に寄与できるものである。	地方税法第703条の4 国民健康保険法第76条	厚生労働省 総務省			
z0900470	一般労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合の業務兼任等の容認	労働者派遣事業関係業務取扱要領 第4条 一般労働者派遣事業 1 許可手続 (6) 許可要件・許可基準	一般労働者派遣事業と民間職業紹介事業を兼業する場合の許可要件として、派遣元責任者と紹介責任者が同一の者ではないこと、両事業に直接たずさわる職員が両事業の業務を兼任するものではないこと等組織が明確に区分されていることが必要である。 なお、過去3年間、労働者派遣法に違反する行為を行うことなく労働者派遣事業を行ってきた事業所又は職業安定法に違反することなく職業紹介事業を行ってきた事業所が、労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合については、平成16年12月1日までの間は、上記の要件を満たしていなくても差し支えないこととなっている。	b		一般労働者派遣事業と民間職業紹介事業を兼業する場合の許可要件として、派遣元責任者と紹介責任者が同一の者ではないこと、両事業に直接たずさわる職員が両事業の業務を兼任するものではないこととされている要件の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)を踏まえ、平成15年度中に検討を開始し、平成16年11月末までに結論を得ることとなっている。		5091	5091010	東京都足立区	1	一般労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合の業務兼任等の容認	一般労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する事業所に属する職員が、派遣元責任者と紹介責任者を兼任できるよう要望する。	「人材ビジネスを活用した雇用創出特区」による官民ワンストップ窓口を核として、総合的な人材ビジネスのワンストップ窓口を設置し、求職者へのサービス向上を図っていく。	現在の失業率を改善するためには、求職者に対し多種多様な人材ビジネスを活用したきめ細かな対応が求められる。しかし、労働者派遣事業と職業紹介事業は兼業が認められているものの、実務を担当する職員の兼任ができないことから、求職者は同一内容を2人の職員に相談し、事業者は1人の求職者に2人の職員を当てるなどの非効率さと、一貫したサービス提供を阻害する要因となっている。 派遣元責任者と紹介責任者が同一の者ではないこと、両事業に直接たずさわる職員が両事業の業務を兼任するものではないこと等組織が明確に区分されていること。 ・当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。 派遣元責任者と紹介責任者が同一の者ではないこと。 両事業に係る指揮命令系統が明確に区分され、両事業に係る直接担当職員が両事業の業務を兼任するものではないこと。		厚生労働省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5100	5100010										
z0900510	保育所制度における規制緩和	児童福祉法	保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする施設である。	d、f		<p>保育の実施については、保育の質を確保するという観点から、児童福祉施設最低基準に沿った認可保育所におけるものが基本であると考えている。</p> <p>認可外保育施設については、平成14年度から実施している認可外保育施設が認可保育所に移行するための支援事業や設置主体制限の撤廃、定員規模の引き下げ(30人、20人)などの様々な認可要件に係る規制緩和措置を通じて認可保育所への移行を推進しているところである。</p> <p>なお、地方単独事業は、自治体の判断により行えるところ。認証保育所に対して補助を実施することは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めているものである。</p>		5100	5100010	東京都	1	保育所制度における規制緩和	大都市住民のニーズに即した新たな保育所として、都が創設した認証保育所を制度的に認めること		<ul style="list-style-type: none"> 現在の認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応できる。 企業の経営感覚の発揮により、多様化する保育ニーズに耐えることのできる新しい保育所設置を可能にする。 	児童福祉法	厚生労働省		
z0900520	保育所制度(社会福祉法人以外の設置主体への施設整備費補助)における規制緩和	憲法第89条、児童福祉法第56条の2第1項	福祉分野において、民間の者については、社会福祉法人のみに施設整備費補助が行われるなど公的助成の在り方が異なっているところ。 <p>社会福祉法人に関しては、支援及び規制・監督を一体的に行い、質の高いサービスの継続的・安定的な提供を確保するための仕組みが制度に組み込まれている。</p> <p>一方、民間企業は、自由な経済活動を行い、利益を確保し、配当することを目的としており、社会福祉法人に対して課している制約の趣旨を踏まえた規制を課することはできない。</p> <p>このため、サービス提供主体への一体的な支援、規制・監督の必要性の観点から、社会福祉法人のみを補助の対象としているところであり、株式会社について、財政援助のみ社会福祉法人と同様のものとするとはできない。</p> <p>なお、本提案は、従来型の補助制度の創設・拡充を求めているものである。</p>	f				5100	5100022	東京都	2.2	保育所制度における規制緩和	<p>現行の認可保育所制度について、多様な事業者の参入を促し、利用者本位の制度となるよう改革すること</p> <p>・施設整備について民間事業者も補助対象とすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の入所の決定権が区市町村にあるため、利用者の選択権に実効性がなく、施設の努力とは開けられなく児童が入所するしくみとなっている。利用者本位のサービス提供を実現するため、事業者が競い合いを通じてサービス向上していくしくみとする必要がある。 認可保育所は、設置主体に制限はなく、株式会社等でも設置できることとされているが、社会福祉法人と同様の施設整備費補助は受けられない。 保育所の設置認可権限は都道府県知事にあるものの、その基準は全国一律の最低基準を必ず満たさなければならないこととなっている。そのため、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくい。また、職員定数のすべてに保育士資格を求めており、保育士以外の資格者の活用による柔軟なサービス提供ができない。 	児童福祉法第24条第1項、憲法第89条、児童福祉法第56条の2第1項、児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設最低基準第33条(設備についての基準)、同条第2項(保育士の数についての基準)	厚生労働省			
z0900530	保育所制度(施設基準)における規制緩和	児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設最低基準第33条(設備についての基準)、同条第2項(保育士の数についての基準)	保育所に施設基準については、児童福祉施設最低基準によって規定されている。	d、f		<p>保育の実施については、保育の質を確保するという観点から、児童福祉施設最低基準に沿った認可保育所におけるものが基本であると考えている。</p> <p>利便性の良い市街地での保育所整備については、設置主体制限の撤廃、土地建物の賃貸方式の許容、公設民営の推進など公有財産を活用した保育所の設置・運営の促進等の規制緩和措置を通じて、その推進を図ってきたところ。</p> <p>保育士については、一定の条件の下で、最低基準上の定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものとしており、これにより、利用児童の多様な保育需要や保育士の多様な勤務形態に係る需要に対して対応しているところである。</p> <p>(以下「その他」欄に続く)</p>	<p>(「措置の概要」欄より続く)</p> <p>また、保育士の配置について、最低基準を上回る人数を配置する際は、保育士資格を有しない者の配置も可能とされているところである。</p> <p>なお、保育士の配置等に関して補助要件を緩和しさらなる補助を行うことは、従来の補助制度の創設・拡充を求めているものである。</p>	5100	5100023	東京都	2.3	保育所制度における規制緩和	<p>現行の認可保育所制度について、多様な事業者の参入を促し、利用者本位の制度となるよう改革すること</p> <p>・保育所設置基準を緩和すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の入所の決定権が区市町村にあるため、利用者の選択権に実効性がなく、施設の努力とは開けられなく児童が入所するしくみとなっている。利用者本位のサービス提供を実現するため、事業者が競い合いを通じてサービス向上していくしくみとする必要がある。 認可保育所は、設置主体に制限はなく、株式会社等でも設置できることとされているが、社会福祉法人と同様の施設整備費補助は受けられない。 保育所の設置認可権限は都道府県知事にあるものの、その基準は全国一律の最低基準を必ず満たさなければならないこととなっている。そのため、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくい。また、職員定数のすべてに保育士資格を求めており、保育士以外の資格者の活用による柔軟なサービス提供ができない。 	児童福祉法第24条第1項、憲法第89条、児童福祉法第56条の2第1項、児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設最低基準第33条(設備についての基準)、同条第2項(保育士の数についての基準)	厚生労働省			

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0900590	児童館の設置及び運営主体にかかる制限の撤廃	「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日付児童第123号厚生事務次官通知)	児童館は、「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日 厚生省発児第123号 厚生事務次官通知)により、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型に種類が大別されており、小型児童館・児童センターの設置・運営主体は、市町村・民法第34条の規定により設立された法人・社会福祉法人とされ、大型児童館は、設置・運営主体が都道府県とされ、運営については、民法第34条の規定により設立された法人・社会福祉法人に委託することができることとされている。	b		平成16年4月を目途に児童館の設置及び運営主体については、大型児童館A型の設置を除き、制限を撤廃することとし、一定要件のもとに設置・運営ができる方向で検討する。(大型児童館A型の設置主体については、都道府県内にいる小型児童館、児童センターの指導及び連絡調整等の役割を果たす必要があることから、従前どおり、都道府県が設置することとする。)		5100	5100220	東京都	22	児童館の設置及び運営主体にかかる制限の撤廃		児童館の設置及び運営主体にかかる制限を撤廃すること。		同じく児童福祉施設である認可保育所がすでに設置主体の制限を撤廃しており、児童館においても、民間活力を導入することでさらなるサービスの向上が期待できる。	「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日付児童第123号 厚生事務次官通知)	厚生労働省	
z0900600	有期労働契約に係る規制の緩和	労働基準法第14条	第156回通常国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」において、有期労働契約期間の上限については1年から3年、高度の専門的な知識等を有する者や満60歳以上の者は、その期間の上限については3年から5年へと改正したところである。	C		第156回国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」による有期労働契約の期間の延長は、産業・雇用構造の変化が進んでいる中で、我が国の経済社会の活力を維持・向上させていくために、労働者ひとりひとりが主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大することを一つの目的としており、要望理由の「現行の法制度は勤労者の働き方・企業の雇い方の選択肢を狭めており、雇用機会、就労機会を狭めている」との指摘に対応するものとする。 一方、今回の改正法では、有期労働契約の期間について原則3年(一定の場合5年)までの延長としたところであるが、当該改正法に対しては、国会における改正法案の審議過程において、「常用労働者が有期労働者へ置き換えられるといった常用代替や、事実上の若年定年制につながるおそれがあるのではないかと強い懸念が示されたこと」とも、 「有期労働契約の上限の延長に伴い、拘束の強さが強まるため、労働者に退職の自由を認めるべきではないか」との強い意見が出されたところである。 このため、衆議院において、有期労働契約に関する暫定措置として、 有期労働契約を締結した労働者は、一定の場合を除き、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、いつでも退職することができることとする。 (以下「その他」欄に続く)		5102	5102020	(社)日本経済団体連合会	2	有期労働契約に係る規制の緩和		今国会で成立した労働基準法の一部を改正する法律では、現在3年とされている専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することとなったところであるが、有期労働契約については、最長5年の契約を誰とでも締結できることを基本とすべきであり、当面は、5年の労働契約が可能となる「専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者」の範囲を、極力広く設定すべきである。		現行の法制度は勤労者の働き方・企業の雇い方の選択肢を狭めており、雇用機会、就労機会を狭めている。有期労働契約期間制限の緩和により、新たな雇用の創出と企業活動の活性化が期待できる。	労働基準法第14条	厚生労働省	
z0900610	勤労者財産形成制度の見直し(事務代行)	勤労者財産形成促進法第14条の2、同施行令第42条の3、同施行規則第25条の3	中小企業における財形制度の普及促進を図ることを目的として、厚生労働大臣の指定を受けた事業主団体については、その構成員である中小企業事業主の委託を受けて財形事務を代行することができることとしている。	b		財形事務代行の委託及び受託に関する要件緩和等の事務代行制度の改善については、労働政策審議会勤労者生活分科会等においても意見が出されたことを踏まえ、財形制度全般にわたる改善策について検討するため、本年6月6日に、同分科会に基本問題懇談会を立ち上げたところである。今後は、同懇談会の検討結果を踏まえ、財形制度全体の見直しを行うことを予定しており、その中で財形事務代行制度の見直しについても検討してまいりたい。		5102	5102050	(社)日本経済団体連合会	5	勤労者財産形成制度の見直し(事務代行)		財形事務代行の委託並びに受託に関する要件を緩和すべきである。委託主体については、資本金や雇用労働者数の要件(資本金3億円、常時雇用する労働者数が300人等)を外し、全ての企業が財形事務を自由に委託可能とすべきである。また、受託主体については、現行の中小企業団体関連要件を廃止し、約款等において、委託事務の処理を行うことができる旨の定めがあること、委託事務の処理については、その他の業務に係る経理と区別し、特別の勘定を設けて経理していること、委託事務処理を健全に運営するに足りる経営基盤を有し、安定的かつ継続して行うものであること、等の要件を満たすものについては、事業主団体ではない法人企業にも財形事務代行の受託を認めるようにすべきである。		構造改革の一環として、分社化やアウトソーシング等、会社組織の再編・合理化が進められており、人事・給与関連業務の内、グループ企業各社の財形事務を、グループ内の一社で一括処理することができれば、事務効率化ならびに人員費の低減を図ることが可能となる。	勤労者財産形成促進法第14条の2、同施行令第42条の3、同施行規則第25条の3	厚生労働省	
z0900620	勤労者財産形成制度の見直し(年齢制限、据置期間)	勤労者財産形成促進法第6条	財形年金(住宅)貯蓄は、契約締結年齢は55歳未満、据置期間は最後の預入等の日から5年以内、年金払出しは60歳前後の日としている(条件については、財形年金貯蓄のみ)。	b		財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の年齢制限及び据置期間の見直しについては、事業主が財形貯蓄の非課税管理を行うこととしている現行制度について、課税管理の観点から、税務当局との間で調整を行いつつ、総合的に検討する必要がある。このため、この問題については、本年6月6日に、労働政策審議会勤労者生活分科会に立ち上げた基本問題懇談会での検討結果を踏まえ、今後、行うことを予定している財形制度全体の見直しの中で、その在り方についても検討してまいりたい。		5102	5102060	(社)日本経済団体連合会	6	勤労者財産形成制度の見直し(年齢制限、据置期間)		財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄の契約時の年齢制限(55歳未満)、および最大据置期間(5年間)を撤廃すべきである。		60歳定年や長期雇用制度を前提とした現行制度は、雇用の流動化や中高年の再雇用を妨げる恐れがあり、見直しを図るべきである。本要望に対し厚生労働省は、「各府県等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成15年5月)」において、「財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の年齢制限及び据置期間の見直しについては、事業主が財形貯蓄の非課税管理を行う現行制度においては、課税管理の観点から困難である」としている。課税管理の観点とは、財形年金貯蓄の据置期間中の二重加入等に係る問題と考えられるが、納税者番号制度の導入など課税管理政策に係る検討に合わせ、抜本的な見直しを早急に行うべきである。	勤労者財産形成促進法第6条	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
								規制改革要望管理番号	規制改革要望事項番号										
z0900630	社会保険診療報酬支払基金が行った一次審査の結果の開示	社会保険診療報酬支払基金法第14条の5	・一次審査の結果は各保険者に送付しているが、社会保険診療報酬支払基金において保険者ごとの査定件数及び査定金額は開示していない。また、査定件数及び査定金額の多い医療機関名の公表はしていない。	c		・個々の保険者に係る査定件数や査定金額は、保険者がレセプトをもとに把握することが可能。不正を行い指定を取り消された保険医療機関の名称は公表しているが、査定される件数・金額が多い医療機関が不正な医療機関とはいえ、査定される件数・金額が多いことをもって、医療機関名を公表することは適当ではない。		5102	5102070	(社)日本経済団体連合会	7	社会保険診療報酬支払基金が行った一次審査の結果の開示		社会保険診療報酬支払基金法第14条の5	既に、保険者によるレセプトの審査が認められていることを考慮すれば、支払基金に審査を委託すると情報面で格差が生じることは不合理である。また、このことが、支払基金による審査の透明性・公平性や審査の制度、効率性を妨げにくくしている。	社会保険診療報酬支払基金法第14条の5	厚生労働省		
z0900640	社会保険診療報酬支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電子媒体化	保険医療機関及び療養取扱機関に係る磁気テープ等を用いた費用の請求に関する取扱いについて（平成14年11月29日保発第1129001号）	・支払基金から保険者に対しては紙レセプトにより送付	b		・レセプトの電子媒体化に関しては、電子媒体仕様の在り方、支払基金や保険者のシステム整備や実施体制、情報セキュリティの確保の在り方等の課題を中心に検討する。なお、実施時期についてはこれらの検討を踏まえ判断する。		5102	5102081	(社)日本経済団体連合会	8	社会保険診療報酬支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電子媒体化、レセプトの記載事項の改善			支払基金から保険者へのレセプトの送付形態として、電子媒体によることを可能とし、保険者における事務処理の効率化を可能とすべきである。		厚生労働省		
z0900650	レセプト記載事項の改善	療養の給付、老人医療及び公費負担に関する省令（昭和51年8月2日厚生省令第36号）	・調剤報酬明細書の様式は、療養の給付、老人医療及び公費負担に関する費用の請求に関する省令に定められている。	c		・レセプトは本来診療報酬を医療機関が請求する際の請求書であって、請求は月を単位として行うこととされている。これに記載されている事項を用いて被保険者に対する健康指導等を行うことに支障はないものの、被保険者に対する健康指導等に用いる情報を収集する目的で記載事項を追加することは、レセプトの作成に要する事務量の増加や、請求、審査、支払における過誤を招くおそれがあることなどから、困難である。		5102	5102082	(社)日本経済団体連合会	8	社会保険診療報酬支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電子媒体化、レセプトの記載事項の改善			併せて、情報開示の充実を図る観点から、レセプトの記載事項について、受診日と傷病名、診療行為がそれぞれ対応するよう改善すべきである。		厚生労働省		
z0900660	任意継続被保険者制度の見直し	健康保険法第3条第4項、第37条、第38条、第165条、健康保険法施行令第49条	・退職した者は、自動的に健康保険の被保険者の資格を失うが、引き続き2年間は、申請により任意継続被保険者となることができる。この制度は、退職者の保護のため、法定されたものであり、健保組合の選択により廃止できない。また、継続期間や前納割引率は法定されている。	c		・任意継続被保険者制度は、退職者の選択により加入の継続を認める制度である。制度の廃止や被保険者期間、前納時の割引率を保険者が自由に決めることができることとするのは、任意継続被保険者制度の趣旨や退職者の保護の観点から問題があり、不適当。		5102	5102090	(社)日本経済団体連合会	9	任意継続被保険者制度の見直し			任意継続被保険者制度の維持あるいは廃止を健保組合が選択できるようにすべきである。維持する場合でも、任意継続期間を2年以内で自由に設定できるようにすべきである。さらに、資格取得のために必要な健康保険被保険者期間や前納額から金利分を割り引くか否かについても、健保組合が自由に設定できるようにすべきである。	健康保険法第3条第4項、第37条、第38条、健康保険法施行令第49条	厚生労働省		
z0900670	調剤報酬明細書の再審査請求の基準撤廃	「処方せんによる調剤に係る診療報酬請求に対する審査の実施について」（昭和63年3月19日保発第23号）	・2000点以上の調剤報酬明細書については、審査支払機関に再審査を申し出ることができる。	c, f		・調剤報酬明細書の再審査は、医療費を適正化する観点から、診療報酬明細書の審査の一環として一定の高額な調剤報酬明細書について保険者が審査支払機関に請求できるものであるが、再審査を請求できる調剤報酬明細書の点数上の基準を下げることは、審査に要する事務量、費用の負担等の問題があることから困難である。		5102	5102110	(社)日本経済団体連合会	11	調剤報酬明細書の再審査請求の基準撤廃			調剤報酬明細書については、合計点数が2000点未満である場合、社会保険診療報酬支払基金等に対して再審査請求ができない。明らかに請求ミスと思われるものであっても再審査が請求できない現状は、許容できない。診療報酬明細書と同様に、基準を撤廃すべきである。減点により、医療費抑制の効果も期待できる。	「処方せんによる調剤に係る診療報酬請求に対する審査の実施について」（昭和63年3月19日）（保発第23号）	厚生労働省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0900680	受給権者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し	厚生年金基金設立認可 基金法施行規則など	受給者等の給付減額を行う場合には、当該受給者等が希望したときには、最低積立基準額相当を一時金として受け取ることができる等、減額前の最低積立基準額が確保されるような措置が必要。	c		本来約束していた給付を引き下げることは、受給者等に重大な不利益を及ぼすことから、母体企業の経営状況の悪化など、やむを得ない場合にのみ限定的に認めているものである。また、企業年金は、選択一時金を選択せず年金を選択した受給者に対しては、年金を支給する約束を行っているのである。したがって、給付減額の際に受給者が受け取ることができる額を、一般に年金の現価よりも小さい選択一時金とするのは、措置困難。		5102	5102140	(社)日本経済団体連合会	14	受給権者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し		給付減額時に受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。		退職一時金からの移行が一般的である実態を踏まえ、希望者に対する一時金清算を行う場合、労使が退職一時金として認識している制度上の選択一時金を用いるのが妥当。 現行の割引率を適用すると、最低積立基準額相当の支給額は選択一時金ベースと比較して過大になり過ぎる。このため、受給(権)者の大多数が一時金清算を選択することが想定され、結果として、年金制度の維持という趣旨に合致しないだけでなく、年金財政に致命的な影響を及ぼしかねない。 (以下「その他」欄に続く)	厚生年金基金の設立認可について(昭和41年9月27日)(年発第363号)	厚生労働省	(「要望理由」欄より続く) 例えば、現在、厚生年金基金の解散時には、当面の措置として「最低責任準備金以上、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)」の資産を保有しなければ、一括拠出を行う必要があり、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)から最低責任準備金を除いた金額を分配することが認められている。 これらのバランスから、制度を継続するための給付減額時にいっても、希望者に対する一時金清算は労使が合意した額とすることを認めるべきである。
z0900690	厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務承継の容認	厚生年金保険法、確定給付企業年金法など	厚生年金基金から新DBに事業所が異動した際に権利義務が移転承継できる仕組みにはなっていない。	b		厚生年金基金から新DBへの権利義務の移転承継など、ポータビリティに関わる問題については、次期年金改正における課題のひとつとして検討中。		5102	5102150	(社)日本経済団体連合会	15	厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務承継の容認		厚生年金基金の加算部分については、新年金への権利義務承継を可能とすべきである。なお、代行部分を中心とする基本年金は元会社の厚生年金基金で裁定すべきである。		会社分割による新会社の設立や既存会社への吸収にあたっては、労働契約承継法を適用し労働条件等を承継することが通常であるが、事業所が企業年金間を移る場合、厚生年金基金間、確定給付企業年金間、確定給付企業年金から厚生年金基金への権利義務移転は可能だが、厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務移転ができないため、事業再編の制約となる。	厚生労働省		
z0900700	厚生年金基金の代行返上に伴う基本部分の上乗せ部分の一時金清算の容認	厚生年金保険法、確定給付企業年金法など	厚生年金基金の代行返上の際の基本部分の上乗せ部分については、確定給付企業年金に移行後(あるいは移行と同時に)確定給付企業年金の基準に則って給付設計の変更をして一時金の選択肢を設けるといったことは可能。ただし、年金の受給資格を有する者が一時金で受給するかどうかは基本的には本人の選択。また、当該給付設計の変更が給付減額に該当する場合は、給付減額の手続きが必要。	c		厚生年金基金の代行返上は、代行部分を国に返上する仕組みで、上乗せ部分は新DBにそのまま引き継がれるのが基本。確定給付企業年金に移行後(あるいは移行と同時に)給付設計の変更を行うことは差し支えないが、確定給付企業年金の基準に則る必要がある。こうしたことを踏まえて、既に、通知等で、代行返上時の給付設計変更等について、具体的な対応の仕方や留意点等が示されている。		5102	5102160	(社)日本経済団体連合会	16	厚生年金基金の代行返上に伴う基本部分の上乗せ部分の一時金清算の容認		基本部分の上乗せ部分(いわゆる薄皮)等については、年金支給額と経済的に等価な一時金(財政上の予定利率による過去の給付現価)を支給する仕組みを設けるならば、給付減額の手続きを求めるとは言えない。 また、例えば在職老齢年金との併給調整についても、基金において受給者の就労状況等の実態を正確に把握することは困難であり、受給者の側でも給付請求を失念する可能性があり、一律一時金支給を行う方が結果として受給権の保護につながるようになる。	厚生年金保険法第130条 確定給付企業年金法第29条	厚生労働省			
z0900710	社会保険労務関係の各種手続の一元化・電子化の早急な推進	労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、雇用保険法、健康保険法施行規則等	労働基準監督署等に対する書面による申請により労災保険関係及び労働保険適用徴収関係の手続きが行われている。 雇用保険適用関係の手続きについては、適用事業の事業主は、被保険者に関する届出や事業所の設置等に関する届出等を事業所ごとにその所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。 健康保険・厚生年金保険の適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得、喪失、被保険者の報酬月額に関する事項及び被保険者の氏名等の変更等につき、保険者に届出を行う。	a		社会保険労務関係手続については、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に基づき、平成15年度から電子化する予定である。		5102	5102180	(社)日本経済団体連合会	18	社会保険労務関係の各種手続の一元化・電子化の早急な推進		社会保険労務関係の手続を、本社でオンラインによって一括処理できるように、早急に所要の措置を講ずるべきである		社会保険労務の諸法(旧厚生省関係の厚生年金・健康保険・児童手当等、旧労働省関係の雇用保険・労災保険)に基づく事業所単位の各種手続について、ITを活用し、手続を電子化・一元化することによって、企業負担の軽減が実現できる。また、行政運営の効率化が図られるとともに、適用漏れの防止につながる。	厚生労働省		
z0900720	同一健保組合内の適用事業所間の異動に係る資格得喪手続の廃止	健康保険法第3条4号、第4条8号	・適用事業所間を異動した場合は、被保険者資格の得喪手続が必要。	d		・健康保険制度は、事業所ごとに被保険者を管理しており、同一健保組合で複数事業所の被保険者を集中的に管理できる場合には、一括適用の申請をすることにより事業所間の異動に係る資格得喪手続を省略することができる。被保険者管理が集中的にできない場合にも一律に資格得喪手続を廃止した場合は、適正な適用・徴収ができず、不適当。		5102	5102190	(社)日本経済団体連合会	19	同一健保組合内の適用事業所間の異動に係る資格得喪手続の廃止		事業所番号等を廃止し、同一健保組合内における適用事業所間の従業員の異動については、資格得喪手続を不要とすべきである。		企業は国際競争への生き残りをかけて組織再編を進めており、事業所を単位とする社会保険制度は経済実態にそぐわなくなりつつある。企業の機動的な組織改革を阻害しないよう、同一健保組合内の適用事業所間での異動については、資格得喪手続を不要とすべきである。	健康保険法施行規則第24条、第29条	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）								（要望事項欄）											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
z0900730	児童手当受給（資格）者に対する年金加入証明書の提出回数の削減	児童手当法第26条	児童手当については、被用者と非被用者で財源構成、所得制限が異なるため、認定請求時、現況届提出時（毎年6月）において、被用者に対して、「被用者であること」を明らかにすることができ書類の提出を義務付けており、具体的には、通知において、「勤務先一般事業主による被用者年金への加入証明書」としている。	b	-	児童手当受給者が毎年市町村長に提出する現況届における被用者確認の方法について、現行の事業主による年金加入証明書以外のものによる確認を可能とする方法について平成15年度中に検討し、結論を得る「規制改革推進3カ年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）にあるとおり]		5102	5102200	(社)日本経済団体連合会	20	児童手当受給（資格）者に対する年金加入証明書の提出回数の削減		児童手当受給（資格）者に対して、事業主が発行する「年金加入証明書」は、初回の申請時のみとすべきである。		児童手当受給者は、年1回の現況確認時や転勤時に市町村（特別区含む）へ届出するため、事業主が従業員の年金加入に関して発行する「年金加入証明書」が必要になっている。証明書の発行を初回の申請時のみとし、必要ときには基礎年金番号をもとに社会保険事務所と市区町村の間で確認する仕組みにかえる。そのことにより、企業の事務処理工数を減らすことができる。	児童手当法第26条	厚生労働省	
z0900740	国民年金第3号被保険者の届出方法の一部見直し	国民年金保険法第12条	国民年金の第3号被保険者に係る届出は、平成13年度までは、被保険者自身が市町村に届出ることとなっていたが、平成14年度からは、第3号被保険者の配偶者（第2号被保険者）が使用される事業主を経由して届出ることとなっている。	c		第3号被保険者に係る届出については、平成13年度までは、第3号被保険者自身が市町村へ届出ることとされていたが、多くの届出漏れが発生していたところである。 第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者であり、また、第3号被保険者の届出に係る事由の殆どが、第2号被保険者の届出や健康保険に係る届出の事由と共通していることから、法改正により、平成14年度から、第3号被保険者に係る届出は、全て事業主を経由して届出ることとした。 なお、第3号被保険者の住所変更については、その配偶者である第2号被保険者の住所変更届と併せて届出をするケースが殆どであり、 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) また、氏名変更届については、健康保険の被扶養者（異動）届と届出の契機が同じであることから事業主等を経由することとしたものであり、これらを市町村へ届出することについては、第3号被保険者の届出先が複数となり、再び届出漏れが発生するおそれがあり措置困難と考える。	5102	5102210	(社)日本経済団体連合会	21	国民年金第3号被保険者の届出方法の一部見直し		第3号被保険者の住所変更届および氏名変更届については、国民年金法第12条第3項に基づく住民基本台帳の届出があった際に当該届出があったものとみなすべきである。		国民年金第3号被保険者の届出のうち、住所変更届および氏名変更届については、国民年金法第12条第3項に基づく住民基本台帳の届出があった際に当該届出があったものとみなすべきである。事業主等を経由しないことで、企業負担の軽減に資する。	国民年金法第12条	厚生労働省	
z0900750	磁気共鳴画像診断装置（MRI装置）の承認申請において臨床試験を必要とする静磁場強度の緩和	「核磁気共鳴CT装置の承認申請に係る臨床試験の取扱について」平成3年3月28日事務連絡・実務連絡（91-1）厚生省薬務局医療機器開発課	静磁場強度が1.5Tまでの核磁気共鳴CT装置の承認申請に係る臨床試験は不要としている。	c		静磁場強度1.5Tを超え3Tまでのものについては国内での既承認事例が極めて少なく、人の安全性及び必要な画像が撮影できることを確認するために、現時点では、臨床試験を行った上で承認の可否を判断する必要があると考えている。		5102	5102260	(社)日本経済団体連合会	26	磁気共鳴画像診断装置（MRI装置）の承認申請において臨床試験を必要とする静磁場強度の緩和		MRI装置の製造承認について、静磁場強度3Tまでは臨床試験を不要とすべきである。		「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況（平成15年5月）」では「静磁場強度1.5Tを超え3Tまでのものについては既承認事例が極めて少なく」とされているが、臨床試験の不要範囲を3Tまで拡大すれば、承認事例は自ずと増えたと考えられる。MRI装置およびそれを使った診断技術は過去10年間で急速に進歩したため、その間の研究成果と使用経験を基にI.E.Cは1995年に安全に関する基準を発行し、さらに2002年にはその改訂版を発行する予定である。これを先取りして、米国FDAでは1998年に新しいガイドラインを発行しており、そこでは、静磁場強度3T未満のMRI装置については臨床試験を必要としない届出となっている。	「核磁気共鳴CT装置の承認申請に係る臨床試験の取扱について」平成3年3月28日事務連絡・実務連絡（91-1）厚生省薬務局医療機器開発課	厚生労働省	(「要望理由」欄より続く) 一方、我が国ではMRI装置について、未だに10年前の基準で規制を行っており、国際基準への整合化が遅れている。これによって、1.5Tを超えるMRI装置の普及と診断技術の発展が遅れ始めている。こうした状況を改善するために、3Tまでは臨床試験を不要とすべきである。
z0900760	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 厚生労働科学研究費補助金取扱規程（告示）等	・厚生労働科学研究費補助金等の迅速な執行については、最大限努めていくところ。 ・厚生労働科学研究費補助金等については、補助金の適正な執行にはかるため、取扱規程等により諸手続きや申請可能な研究経費の範囲等について定めており、これまでも適正な執行が確保できる範囲で、必要に応じて見直してきたところである。	d		・厚生労働科学研究費補助金等の迅速な執行については、引き続き努めて参りたい。 ・手続きの簡素化や使途の制限の緩和については、適正な執行が確保される範囲において、今後も必要に応じて検討し、毎年度の公募の際に告示等に適宜反映させていく。		5014	5014100	(社)関西経済連合会	10	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化		国の競争的資金制度において、概算払いの迅速な実施、手続き等の簡素化、使途に関する規制を緩和する。		大学発ベンチャーや産学連携が促進される。		内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	当連合会「産学官連携に関する提言」（2003年5月）参照
z0900770	官公庁の入札制度、契約制度の改善		政府調達手続きの電子化を推進するため、現在、紙により行われている入札・開札業務をインターネット技術を活用した電子入札・開札を行うことにより、国内外企業の入札参加機会の拡大を図ることとしている。当省としては、公共・非公共の両方の調達事務があるため、物品調達機能を併せ持つ「電子入札コアシステム」を導入することとしている。	d		当省における物品調達にかかる電子入札の導入については、総務省が作成した物品調達システムの標準仕様に準拠している「電子入札コアシステム」を導入し、システム内容の統一化を図ることとしている。（平成15年10月より本省調達機関で導入）		5008	5008400	オリックス株	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。		公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。		全省庁	
								5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善		・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、申請様式はそれぞれ異なっている。 ・また、申請は紙でのみ行なわれている。 ・統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。 ・また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	・入札制度の諸手続きの統一化に伴い、官民両方の適重な事務負担が軽減できる。	・例えば、公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。	地方自治法等	全省庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5011	5012										
z0910010	営利法人による保険医療機関等の経営の解禁	医療法第7条第5項	営利法人が病院を開設することは認められていない	C		本年6月27日に現在特区において株式会社で自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認め、基本方針2003で示された方針に従い、特区における株式会社による医療機関経営の状況をみながら全国における取扱いなどについて更に検討を進めることとなっており、現時点においては全国規模で検討することは困難である。		5011	5011013	医療法人	1		910	・従来の診療所の診療報酬(低コスト)で一定の基準を満たす優良且つ高品質な医療を提供できる医療機関のみ、「特区病院」という名称の使用を許可する。 ・「特区病院」においては混合診療を解禁する。 ・株式会社などを含む新規医療関連事業者は「特区病院」においてのみ参入を認める。	・国民の負担能力に関係なく適切な医療が受けられるよう、社会保障として必要十分な医療は公的医療保険診療として確保していくとともに、患者ニーズの多様化や医療技術の進歩に応じて特定療養制度を対象として適切なルールの下に保険診療と保険外診療の併用ができるようにする。 ・治療計画を予め提供できる。(クリティカルパス)、ICD10に則った病名管理に基づく診療内容の電子提供が行える等の基準を設け、病院機能評価機構等の第三者による評価及び高度医療機関に準ずることによって、「特区病院」という名称の使用を可能とし、一般病院との差別化を図る。又、低価格高品質医療提供機関を確立することにより、すなわち「特区病院」を設置することにより医療費の削減にも繋がる。	医療法第一条の五	厚生労働省		
								5102	5102100	(社)日本経済団体連合会	10	営利法人による保険医療機関等の経営	910	株式会社等による医療経営を解禁すべきである。	民間企業の有する経営のノウハウと資本を活用して医療サービスの効率化と質の向上が図られると同時に、医療機関の経営を専門家に委ねることにより、医師が診療に専念できることになる。配当金を確保するために、医療費の高騰を招くとの考え方は、現在の医療経営のコスト構造を前提とした議論である。営利法人による病院等の経営を認めても、実際に診療行為を行うのは国家資格を有する医師であり、医療の安全性や質の確保には影響がない。経営主体が非営利法人であっても、不採算の医療機関が経営を継続することは困難である。僻地医療や緊急医療については、セーフティネットの観点から別途公的な関与が必要である。	医療法第7条第5項、第54条 医療法の一部を改正する法律の施行に関する件(昭和25年8月2日)(発医第98号)平成5年2月3日厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」	厚生労働省	(「要望理由」欄より続く) 患者選別や過剰診療等に対する懸念の払拭のためには、参入規制ではなく、現行の応召義務等の規制や、情報公開の徹底等によって対応可能である。現存の企業立病院に何ら弊害が生じていないばかりか、地域の中核病院の役割を果たしているところもある。	
z0910020	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理業務の容認	労働基準法第6条、社会保険労務士法第2条、構造改革特別区域法第20条	地方公共団体が、その設定する特区が当該特区内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該特区内の求職者が当該特区内において安定した職業に就くことが困難な状況にある等要件に該当するものと認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件(開業後一定年数を経過していること、懲戒処分を受けていないこと)に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法第6条の規定にかかわらず、社会保険労務士法第2条第1項各号に掲げる事務のほか、当該特区内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該特区内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除について当該求職者又は労働者の代理をすることを業とすることができることとなっている。	C		労働基準法第6条は、法律に基づいて許される場合の外、業として中間搾取を行うことを禁止し、労働者保護を図っているところである。 使用者に比べて立場が弱い労働者ほど手厚く保護されるべきところ、こうした労働者ほど中間搾取は発生しやすく、また、発生した場合にはその弊害が大きいものであることにかんがみると、法律に基づいてその特例を認めて労働基準法の禁止を解除することは慎重であるべきであること等から、一定の要件を満たす場合に限って、特区において特別措置として実施することとしたものである。 したがって、特別措置の全国展開については、特区以内での具体的な実績・派生した弊害の検証結果や関係者の要望等を考慮して慎重に検討する必要がある、直ちに全国展開はできないと考える。		6009	6009010	東京都足立区	1	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等にかかる代理業務	901	社会保険労務士の業務として、労働契約の締結、変更及び解除について労働者の代理業務を容認されたい。	当区が認定を受けている「人材ビジネスを活用した雇用創出特区」の補充(関連)事業として位置付け、若年者等の就業の一助とする。	「社会保険労務士を活用した労働契約の締結等にかかる代理業務」については、構造改革特別区域法により次の3点が特区内に限定(エリア問題)されている。 社会保険労務士の事務所 求職者又は労働者の住所 就職先の事業所 このため、労働力が流動化している都市部においては業となりにくく、特区としての事業化を計画したが社会保険労務士の事業参加が難しく、事業化を見合わせている状況である。全国展開した場合にはエリア問題が解消され、新たな市場が形成される。	社会保険労務士法第2条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とすることとなっており、要望内容は業とすることができないこととなっている。	厚生労働省	
								6009	6009020	東京都足立区	2	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等にかかる代理業務	901	社会保険労務士の業務として、労働契約の締結、変更及び解除について労働者の代理業務を容認されたい。	当区が認定を受けている「人材ビジネスを活用した雇用創出特区」の補充(関連)事業として位置付け、若年者等の就業の一助とする。	「社会保険労務士を活用した労働契約の締結等にかかる代理業務」については、構造改革特別区域法により次の3点が特区内に限定(エリア問題)されている。 社会保険労務士の事務所 求職者又は労働者の住所 就職先の事業所 このため、労働力が流動化している都市部においては業となりにくく、特区としての事業化を計画したが社会保険労務士の事業参加が難しく、事業化を見合わせている状況である。全国展開した場合にはエリア問題が解消され、新たな市場が形成される。	労働基準法第六条(中間搾取の排除) 何人も、法律に基づいて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
								6004	6004020	栃木県	2	高齢者福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件の適用除外（木造建築の容認）	915						
z0910030	高齢者福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件の適用除外	<p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）</p> <p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）</p> <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）</p> <p>身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）</p> <p>知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号）</p> <p>精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）</p> <p>介護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）</p> <p>婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）</p> <p>老人介護ホームの設置運営について（昭和四〇年社老第八七号厚生省社会局長通知）</p> <p>軽費老人ホームの設備及び運営について（昭和四十七年社老第七七号厚生省社会局長通知）</p> <p>介護実習・普及センター運営事業の実施について（平成四年老企第百三十七号大臣官房老人保健福祉部長通知）</p> <p>在宅介護支援センター運営事業の実施について（平成十二年老第百六十五号厚生省老人保健福祉局長通知）</p> <p>高齢者生活福祉センター運営事業の実施について（平成十二年老第百六十五号厚生省老人保健福祉局長通知）</p> <p>有料老人ホームの設置運営標準指針について</p>	<p>社会福祉施設等については、高齢者等の弱者を対象としており、安全性を確保する観点から、社会福祉施設等厚生労働省関連施設整備設置基準において、耐火及び準耐火の要件を課している。</p>	C	<p>今回の要望に関しては、現在、秋田県において、特区計画の認定の申請に向けての準備を進めている状況であり、今後の展開については、特区における特別措置の運用の状況や効果、影響等を評価した上で、その結果に基づき、検討を行っていく必要がある。</p> <p>なお、各地方公共団体等においては、特区の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けることにより、社会福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件につき適用除外となる。</p>		6013	6013010	京都府	1	高齢者福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件の適用除外	915	<p>平屋建ての高齢者福祉施設等について、例えば、工法の工夫、難燃処理の採用など現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される措置を、地方公共団体において検討し講ずる場合に、耐火及び準耐火構造の要件の適用除外を行う。</p>		<p>平成15年度から支援費制度が施行され、利用者からは多様なサービス供給が求められている。今後一層、豊富で多様なサービス供給を行うためには、ニーズに対応したサービス供給体制が重要であることから、特区として実施するのでなく、全国展開での規制改革が必要。</p>	省令、通知	厚生労働省		
z0910050	保育所の保育室において保育所児と幼稚園児の合同保育の容認	新たな通知発出予定	<p>構造改革特区において、少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育所の保育室において一定の条件の下で、保育所児と幼稚園児を合同で保育することが容認されている。</p>	C		<p>少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育所の保育室において一定の条件の下で、保育所児と幼稚園児を合同で保育することについては、構造改革特区第2次提案を受けて容認したところ。</p> <p>これについては、特区における実施状況、その効果、児童に与える影響等について評価を行った上で、全国展開するか否かについて検討を行う。</p>		6011	6011040	鳥取県	4	保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認	914	<p>幼稚園と併設・合築された保育所において、児童と園児の合計で、最過基準が満たされており、かつ、職員が保育士と幼稚園教諭の資格を併せ持ち、かつ、保育内容が保育指針と幼稚園教育要領に沿った場合に合同保育を認める</p>		<p>・過疎・中山間地域等では、保育所・幼稚園ともに市町村が設置主体となっている場合がほとんどである。</p> <p>・このような場合、人口減・少子化の進展に伴い、幼稚園の園児数が大幅に定員を下回っている。</p>	新たな通知発出予定	文部科学省 厚生労働省	・鳥取県内で、合築を進めている保育所・幼稚園：2カ所
z0910060	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任の容認	児童福祉法第32条第2項	<p>構造改革特区において、少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任が容認されている。</p>	C		<p>少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任については、構造改革特区第2次提案を受けて容認したところ。</p> <p>これについては、特区における実施状況、その効果、児童に与える影響等について評価を行った上で、全国展開するか否かについて検討を行う。</p>		6011	6011050	鳥取県	5	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任	916	市町村の権限に属する保育の実施に関する事務を、市町村教育委員会に委任することを認める		特に規模の小さい市町村においては、事務の効率化の実施が必要である	児童福祉法第32条第2項	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）								（要望事項欄）											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
z0910070	指定介護事業者等の知的障害者等の利用	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第94号）第93条、第94条、第95条「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」（平成12年7月7日第528号）身体障害者デイサービス事業運営要綱3「利用対象者」在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」（平成3年9月30日第832号）在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱3「対象者」	介護保険法による指定通所介護事業所等を知的障害者及び障害児が利用することはできないとされているが、特区においては、知的障害者及び障害児の受入を可能としている。	c	-	当該特例措置については、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとしている。		6011	6011070	鳥取県	7	指定介護事業者等の知的障害者等の利用	906	各市町村に設置されている高齢者の指定通所介護事業所等の利用を、知的障害者及び障害児について認める。		知的障害者及び障害児が身近に利用できるようにすることが必要である。	児童福祉法第21条の10、知的障害者福祉法第15条の5	厚生労働省	
z0910080	障害児施設における調理業務担当者の外部からの派遣の容認	児童福祉法最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条、第56条、第61条、第69条、第73条	障害児施設における調理は、施設の職員により行われるものとされているが、特区においては調理業務の外部委託をすることを可能としている。	c	-	当該特例措置については、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとしている。		6013	6013020	京都府	2	障害児施設における調理業務担当者の外部からの派遣の容認	917	知的障害児施設等において、障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。		平成15年度から支援費制度が施行され、利用者からは多様かつ豊富なサービス供給が求められている。今後一層、豊富で多様なサービス供給を行うためには、ニーズに対応したサービス供給体制が重要であることから、特区として実施するだけでなく、全国展開での規制改革が必要。	児童福祉施設最低基準第56条 ほか	厚生労働省	
z0910090	児童短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例の容認	民間事業者による日帰り介護（デイサービス）事業指針及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業指針について（平成9年12月17日 第183号・老振第139号）	児童短期入所は、肢体不自由施設、知的障害児施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うこととされているが、特区においては、人員及び設備基準を緩和した単独型児童短期入所事業を行うことを可能としている。	c	-	当該特例措置については、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとしている。		6013	6013030	京都府	3	児童短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例	918	児童短期入所事業について、施設長や直接処遇職員（介護職員等）等の必要な職員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、洗濯室又は洗濯場その他サービスを提供する上で必要な施設設備を設ける場合には、NPO法人の運営により、地域の家屋においても実施を可能とする。		平成15年度から支援費制度が施行され、利用者からは多様かつ豊富なサービス供給が求められている。今後一層、豊富で多様なサービス供給を行うためには、ニーズに対応したサービス供給体制が重要であることから、特区として実施するだけでなく、全国展開での規制改革が必要。	通知 民間事業者による日帰り介護事業指針及び短期入所生活介護事業指針について	厚生労働省	
z0910100	知的障害者通所厚生施設の利用の身体障害者の利用の可能化	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6	知的障害者通所更生施設は知的障害者を利用対象としているが、特区においては身体障害者についても利用対象とすることを可能としている。	c	-	当該特例措置については、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとしている。		6013	6013040	京都府	4	知的障害者通所厚生施設の利用の身体障害者の利用の可能化	919	知的障害者更生施設は、知的障害者を利用対象としているが、近隣の身体障害者更生施設等から、治療及び訓練に必要な機械器具等を用いること、職業訓練、作業療法等身体障害者の更生に必要な治療又は指導を行うこと、その更生に必要な訓練を行うこと、について支援が受けられる場合には、身体障害者についても利用対象とすることを可能とする。		平成15年度から支援費制度が施行され、利用者からは多様かつ豊富なサービス供給が求められている。今後一層、豊富で多様なサービス供給を行うためには、ニーズに対応したサービス供給体制が重要であることから、特区として実施するだけでなく、全国展開での規制改革が必要。	法律 知的障害者福祉法第21条の6	厚生労働省	